

# 令和3年度一般会計予算特別委員会会議録

令和3年3月22日（月）

（開 会） 10：00

（閉 会） 16：59

## 【 案 件 】

### 1. 議案第5号 令和3年度 飯塚市一般会計予算

#### ○委員長

ただいまから、令和3年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りさせていただきます。審査の方法といたしましては、「審査順序」のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。

まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はそのつど、お諮りしていきます。次に、執行部から議案の補足説明を受け各款の質疑に入りますが、表に示しておりますように、歳出は4つに区切り、歳入は一括して質疑を行いたいと思います。なお、歳出・歳入の両方にまたがるものについては、歳出のほうで、質疑をお願いします。次に、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を行います。次に、各款・各条にまたがる質疑、及び答弁を保留した質疑を、総括質疑として行い、最後に討論、採決を行います。以上のような委員会運営を考えておりますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

ご異議もないようですので、そのような運営をさせていただきます。

次に、3月4日開催の本委員会において決定しました質疑の持ち時間制について、あらためてお知らせいたします。委員1人当たりの質疑時間は50分とし、残時間の通知については、モニターに、随時、表示いたしますとともに、各委員の質疑持ち時間が5分を切ったときには、委員長よりお知らせします。次に、審査は午後5時をめぐり、おおむね1時間ごとに休憩を入れたいと思っておりますので、審査が円滑に進みますよう、委員並びに執行部各位のご協力をよろしくをお願いします。次に、審査を行います過程で、案件に関係のない職員は、事務に支障を来すことがないように、また、委員会室内の密を避けるためにも、各職場で業務に当たっていただくようお願いいたします。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。本委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対してはその内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、はっきりと的確な答弁をお願いいたします。また、各款の審査における所管課は必ず前方に着席し、答弁に備えていただきますよう、徹底をお願いいたします。

最後に、委員の皆さんに要望いたします。既存事業の概要等については、既にご承知のことと思いますので、そのような質疑は、ぜひ割愛していただきまして、委員会のスムーズな進行にご協力をお願いします。

それでは、「議案第5号 令和3年度 飯塚市一般会計予算」を議題といたします。資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告がっております。執行部におたずねいたします。各委員から要求がおります資料は提出できますか。

#### ○財政課長

資料要求につきましては、各課にまたがりますので、財政課のほうで答えさせていただきます。

要求のありました資料のうち、江口委員から資料要求のありました、「財政見通しに関する資料」につきましては、現在、改訂作業中で資料がございませんので提出できません。そのほかの資料については、提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料のうち、執行部が提出できる資料について、要求することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料の準備ができております。案件に記載のとおり、サイドブックス内のフォルダに資料を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、執行部に補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第5号 令和3年度飯塚市一般会計予算」の概要について説明させていただきます。

「令和3年度当初予算資料」3ページの「当初予算集計表」をお願いいたします。一般会計で756億2700万円を予算計上しております。令和2年度と比較いたしますと、66億3100万円増、率にして9.6%の増といたしております。

4ページの「当初予算概要書」をお願いいたします。予算の概要を款・目・事業ごとにまとめ、左側に予算書のページ番号を記載いたしております。このうち、新規事業と令和2年度当初予算と比較して増減額が大きい項目の主なものを、ご説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、歳入の17.5%を占める市税は、新型コロナウイルス感染症の影響を市民税の個人市民税で1億9658万2千円の減、法人市民税で9132万2千円の減、固定資産税で6億2804万5千円の減と、合計で9億1594万9千円の減を見込みまして、市税総額では前年度比11億2406万4千円減の132億761万7千円を計上いたしております。このうち、固定資産税の新型コロナウイルス感染症の影響額につきましては、地方譲与税から地方特例交付金の地方特例交付金に記載いたしております新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で同額が補填されることとなっておりますので、実質的な市税の減少は4億9601万9千円と見込んでおります。

歳入の19%を占める地方交付税の普通交付税は、合併算定替の終了などにより13億円減の124億円を計上いたしております。10ページの市債に記載しております臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税の総額は、前年度予算比1億2300万円減の148億7900万円でございます。

5ページから8ページにかけて記載いたしております、歳入の28%を占める国庫支出金及び県支出金では、令和3年度に実施予定の事業に対する国・県の負担金、補助金などを計上し、合計で前年度比12億480万2千円増の211億7536万8千円を見込んでおります。

9ページをお願いいたします。寄附金のふるさと応援寄附金は、令和2年度の決算見込額などを勘案いたしまして、前年度比16億円増の30億円を見込み、企業版ふるさと応援寄附金は1千万1千円を見込んでおります。

繰入金 of 財政調整基金繰入金は、財源調整で前年度比7億4955万2千円増の33億4171万6千円とし、ふるさと応援基金繰入金は、令和3年度の寄附金を基金に積み立てた上で、令和3年度の寄附金募集に関する経費に活用する分の18億1893万5千円と、令和2年度の寄附金を基金に積み立てし、その一部を令和3年度の事業費に活用する分の12億824万6千円の合計、30億2718万1千円を計上いたしております。

諸収入では、歳出に計上いたしております新型コロナウイルス感染症対策事業にかかる事業継続応援資金預託金元金収入4億2100万円、地域活性化応援券精算負担金16億8千万円を計上いたしております。

市債につきましては、令和3年度に実施予定の交流センター整備事業、文化会館改修事業、体育館等建設事業などの財源としての活用、及び臨時財政対策債を予定しており、総額で前年度比5億2360万円増の67億3350万円を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。次に、歳出でございますが、一般会計及び特別会計の職員人件費の総額は、退職者及び新規採用者等の人件費の影響などを勘案し、73億7143万1千円を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。歳出の15.6%を占める総務費は、前年度比29億4299万3千円増の117億7638万8千円といたしております。文書広報費の情報発信力強化事業費では、地上デジタルデータ放送に緊急情報などを掲載するため198万円を新規計上いたしております。財産管理費では、穂波庁舎改修事業費で、穂波庁舎3階を社会や経済の仕組みについての学習・体験をする場所として活用するための改修工事など2071万1千円を計上し、潁田地区公共施設跡地利活用事業費で、公共施設跡地利活用の事前調査のため827万2千円を新規計上いたしております。企画費では、目尾地域振興基本計画事業費で、旧目尾小学校体育館を改修して地域活動拠点とする改修工事など2億68万6千円を計上し、ふるさと応援寄附事業費で、募集にかかる経費18億1895万2千円、ふるさと応援基金管理費で、寄附金と同額の基金積立金30億円を計上し、12ページをお願いいたします。企業版ふるさと応援基金管理費で、受領した企業版ふるさと応援寄附金の基金積立金など1001万円を計上いたしております。地域振興費では、公共交通対策事業費で、飯塚大隈線436万7千円、上山田線572万3千円、飯塚市内線3715万6千円のバス路線維持負担金を新規計上いたしております。定住化促進事業費では、移住・定住に関する情報発信力強化のため960万8千円を計上し、定住化基盤整備事業費で、市役所内の移住相談体制の拡充とともに地域サポーターを配置するため35万2千円を新規計上いたしております。

13ページをお願いいたします。電算管理費では、AI自動応答サービス事業費で、ホームページやラインでの問い合わせに対し自動回答を行う予算84万4千円を計上し、高度無線環境整備推進事業費で、光回線の未整備地区の解消を図るため250万円を新規計上いたしております。交流センター費では、地域活動の拠点整備費として、二瀬交流センター整備事業費3億670万7千円、14ページをお願いいたします。幸袋交流センター整備事業費3億3410万2千円、鯉田交流センター整備事業費1億604万9千円、庄内交流センター整備事業費6億5899万6千円などを計上いたしております。諸費の新型コロナウイルス感染症対策事業費では、令和2年度に引き続き、自治会活動感染対策補助金474万2千円を計上いたしております。賦課徴収費では、徴収費で、相続人が不存在で滞納繰越となっている事案の整理、債権回収を図るため、財産管理人選任申立予納金など2374万円を計上し、市税等徴収率向上事業費で現年課税分の納入が遅れている方を対象に催告する委託料など1616万9千円を新規計上いたしております。

歳出の42.7%を占める民生費は、前年度比3億8750万2千円増の323億1259万7千円といたしております。

15ページをお願いいたします。社会福祉総務費の新型コロナウイルス感染症対策事業費では、令和2年度に引き続き、自宅待機買物困難世帯支援事業費225万6千円、要介護者等緊急入所支援事業費162万8千円を計上いたしております。

社会福祉総務費のその他の社会福祉総務費では、生活困難者自立相談支援事業費で、コロナ禍における相談件数の増加を見込み1名増員いたしまして1650万4千円を計上し、生活困窮者住居確保給付金事業費で、コロナ禍における申請件数の増加を見込み2327万9千円を計上いたしております。

16ページをお願いいたします。障がい者福祉費の障がい児通所支援事業費では、前年度比2億459万3千円増の10億7523万7千円を計上し、障がい者自立支援給付事業費では、前年度比3億4721万3千円増の37億5861万3千円を計上いたしております。児童福祉総務費の子ども医療費では、令和2年10月より中学1年生から中学3年生までの通院助成を拡充し、令和3年度では4億3357万1千円を計上いたしております。

17ページをお願いいたします。児童措置費、私立保育所等保育措置事業費の保育環境改善等事業費では、私立保育所・認定こども園を対象にICT等を活用した保育業務支援システム、睡眠（午睡）中の事故防止システムの導入経費に対する補助金を合計で2100万円を新規計上いたしております。なお、公立保育所、認定こども園分は、18ページに記載の保育所費で計上いたしております。児童措置費の新型コロナウイルス感染症対策事業費では、令和2年度に引き続き、私立保育園・認定こども園の感染拡大防止対策経費に対する補助金2020万円を計上いたしております。そのほか公立保育所・認定こども園等の感染拡大防止対策経費として、18ページに記載の保育所費で270万円、青少年対策費で30万円、32ページに記載の教育費の幼稚園費で360万円、合計で2680万円を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。保育所費では、地域子育てひろば事業費で、新設する穂波子育て支援センターの運営委託料など2589万8千円を計上し、筑穂子育て支援センター整備事業費で、筑穂保育所の建てかえに伴い筑穂ふれあい交流センターに移転するため339万1千円を新規計上し、筑穂保育所整備事業費で、1億6098万9千円を計上し、楽市・平恒保育所統合事業費で、調査測量設計委託料など5927万5千円を新規計上いたしております。

19ページをお願いいたします。扶助費の生活保護扶助費では、コロナ禍による新規の被生活保護者の増加を見込んでいますが、減少傾向が続いており、前年度比2億1290万5千円減の93億651万6千円を計上いたしております。

歳出の8.3%を占める衛生費は、前年度比9億3718万1千円増の62億9737万5千円といたしております。

保健衛生総務費の新型コロナウイルス感染症対策事業費では、コロナ禍における生活困窮者を支援するため、済生会飯塚嘉穂病院の無料低額診療を支援する・無料低額診療事業補助金1千万円を新規計上いたしております。予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業費では、令和3年度分のワクチン接種事業費5億7940万5千円を計上し、新型コロナウイルス感染症対策事業費で、消毒液やマスク等の購入費など501万2千円を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。健康づくり推進費では、ヘルスケアプロジェクト事業費で、ICTを活用した健幸ポイント事業等を実施するため5069万円を計上し、運動・スポーツ習慣化促進事業費で、個別処方型の運動プログラム等を提供することで生活習慣や疾病の改善を図るため1243万円を計上し、新型コロナウイルス感染症対策事業費では、令和2年度に引き続き、乳幼児健康診査を個別検診とするため3153万9千円を計上いたしております。

環境対策費の浄化槽設置促進費では、補助対象となる経費を追加いたしまして、1億1747万9千円を計上いたしております。

21ページをお願いいたします。ごみ処理費、清掃工場管理運営事業費の埋立処分場管理運営費では、廃棄の計画量に達する埋立処分場の閉鎖のため1億2370万円を新規計上いたしております。労働費は、前年度比4969万8千円増の5236万5千円といたしております。労働諸費、新型コロナウイルス感染症対策事業費では、令和2年度に引き続き、再就職応援事業費4969万8千円を計上いたしております。

歳出の1.5%を占める農林水産業費は、前年度比4445万3千円増の10億9183万8千円といたしております。

農業振興費の農業振興事業費では、持続可能な地域農業の確立、多様な担い手の育成・確保のため、国庫支出金・県支出金を活用して各種補助制度にかかる予算を計上いたしております。

22ページをお願いいたします。農業振興費の有害鳥獣駆除対策事業費では、駆除の省力化を図るICTを活用したわな監視システムの借上料など1447万2千円を計上いたしております。農業施設費、新型コロナウイルス感染症対策事業費では、地域経済の対策のため公共工事を前倒しすることといたしまして、2600万円を計上いたしております。この経済対策としての公共工事等の前倒しにつきましては、26ページに記載の土木費の道路橋りょう維持費

で8700万円、道路橋りょう新設改良費で3100万円、河川維持費で1800万円、27ページに記載の公園費で3千万円、28ページに記載の住宅管理費で3200万円、合計で2億2400万円を新規計上いたしております。

歳出の4.2%を占める商工費は、前年度比25億1818万6千円増の32億233万3千円といたしております。

23ページをお願いいたします。商工業振興費の企業立地促進補助事業費では、東京都内から本市が指定する産業の事業者が、市内に移転する際に必要な事業所の改修、新築に係る経費を、従業員数に応じて補助する制度を追加いたしまして4530万8千円を計上し、企業誘致推進事業費では、東京圏の企業を対象とした企業誘致セミナーの開催にかかる予算など、586万円を計上し、24ページをお願いいたします。先端情報技術支援事業費では、3年以内の実用化を目指してブロックチェーン技術などを活用した取組を支援する補助金を交付する予算2015万円を計上いたしております。商工業振興費、新型コロナウイルス感染症対策事業費では、令和2年度に引き続き、事業継続相談事業費600万円、事業者実態調査事業費44万3千円、事業継続応援貸付事業費4億2768万円、ウイズコロナ対応事業者支援事業費3353万7千円、地域活性化応援券発行補助事業費13億3008万7千円を計上し、令和3年度の新規事業として、飲食店応援地域活性化応援券発行補助事業費で、飲食店に限定した地域活性化応援券を発行するため5億3255万3千円を新規計上し、キャッシュレス決済推進補助事業費で、非接触型の金銭授受の推進による感染拡大防止のため、キャッシュレス化に取り組む事業者に対する補助金など895万5千円を新規計上いたしております。

25ページをお願いいたします。観光費では、将棋タイトル戦協賛事業費で、名人戦、子ども将棋教室に関する協賛負担金150万円を新規計上し、サンビレッジ茜整備事業費で、ログハウスの建替え、キャンプサイト付近のトイレの新設など2134万2千円を計上いたしております。歳出の5.6%を占める土木費は、前年度比7億4266万8千円増の42億5957万1千円といたしております。

26ページをお願いいたします。土木総務費、定住化促進事業費の住宅改修補助事業費では、増築にかかる補助メニューを追加し、2千万5千円を計上いたしております。道路橋りょう新設改良費、菰田・堀池地区活性化事業費の旧卸売市場周辺整備事業費では、旧卸売市場周辺の道路整備にかかる測量設計委託料など3227万9千円を計上いたしております。

27ページをお願いいたします。この菰田・堀池地区活性化事業に関しましては、都市計画総務費の飯塚駅周辺整備事業費で、飯塚駅周辺の測量委託料など3470万8千円、街路事業費の西町天道線整備事業費で、国道201号線バイパスと都市計画道路西町天道線が交差する堀池交差点の混雑解消を図る測量設計委託料1191万8千円、公園費の西菰田公園整備事業費で、卸売市場花き部跡に都市計画公園である西菰田公園を整備するため3888万円を計上し、合計で1億1778万5千円を計上いたしております。上から3つ目の項目の街路事業費の県道新飯塚潤野線整備事業費では、県負担金など1億9743万1千円を計上いたしております。このページの下の方となりますが、下水道費の浸水対策事業費では、農業土木費で計上している分も合わせた総額で6億1694万2千円を計上いたしております。

28ページをお願いいたします。住宅建設費では、公営住宅改善事業費で、預坂、清水谷第2、清水谷、白旗の各公営住宅の外壁等補修工事など2億4321万2千円を計上し、相田公営住宅建替事業費で、造成工事など1億6783万7千円を計上し、改良住宅改善事業費で、幸袋池田改良住宅の外壁等補修工事など3935万6千円を計上いたしております。

消防費は、前年度比9563万5千円減の15億880万7千円といたしております。常備消防費の飯塚地区消防組合費では、組合に対する負担金を12億3447万6千円計上いたしております。

29ページをお願いいたします。消防施設費の飯塚方面隊第2分団目尾分隊車庫等建替事業

費では、設計委託料など338万円を計上いたしております。災害対策費の災害時避難所運営事業費では、公衆無線LANの通信運搬費や避難所で使用する備品購入費など210万2千円を計上いたしております。

歳出の10.4%を占める教育費は、前年度比10億3721万5千円減の78億7635万5千円としています。

30ページをお願いいたします。事務局費のスクールカウンセラー等配置事業費では、スクールソーシャルワーカーを1名増員し、1031万2千円を計上いたしております。項：小学校費・教育振興費の小学校ICT教育推進事業費では、令和2年度に整備したタブレット等を活用した教育を推進するため3963万8千円を計上し、31ページに記載の項：中学校費におきまして、小学校費と同様に中学校ICT教育推進事業費3712万3千円を計上いたしております。

30ページをお願いいたします。項：小学校費・教育振興費の新型コロナウイルス感染症対策事業費では、令和2年度に引き続き、小学校分のスクール・サポート・スタッフ配置事業費1713万8千円を計上し、31ページに記載の項：中学校費におきまして、中学校分のスクール・サポート・スタッフ配置事業費901万4千円を計上いたしております。

31ページをお願いいたします。小学校費・教育振興費、その他の教育振興費の小学校特別支援教育支援員配置事業費では、配置人員の8人増を見込み、1億4243万9千円を計上し、32ページをお願いいたします。項：中学校費・教育振興費の中学校特別支援教育配置事業費で、配置人員の1人増を見込み4402万6千円を計上いたしております。

33ページをお願いいたします。図書館費、図書館整備事業費のうち図書館整備事業費では、空調設備等にかかる工事設計委託料や屋根の改修工事など、3136万8千円を計上し、庄内図書館整備事業費では、屋根の改修工事1470万円を計上いたしております。

34ページをお願いいたします。文化会館費の文化会館整備事業費は、施設の大規模改修にかかる予算令和3年度は8億6059万7千円を計上いたしております。保健体育総務費の東京オリンピック・パラリンピック関連事業費では、聖火リレー・聖火フェスティバルの実施のため1451万8千円を計上し、東京パラリンピック事前キャンプ支援事業費では、南アフリカ共和国の車椅子テニス及び水泳チームの事前キャンプの支援のため2656万6千円を計上いたしております。保健体育施設整備事業費の穂波武道館解体事業費では、新体育館完成後の解体に向けた準備のため501万1千円を新規計上し、庄内体育館施設整備費では、改修にかかる設計委託料など704万5千円を新規計上し、颯田野球場施設整備費では、廃止したナイター設備の撤去工事1740万円を新規計上いたしております。体育館等建設事業費では、工事監理委託料や建設工事など18億1332万4千円を計上いたしております。

歳出の9%を占める公債費は、前年度比9091万円増の67億8840万円を計上いたしております。

予備費は、新型コロナウイルス感染症対策など、不測の経費に備え、前年度比5千万円増の1億円を計上いたしております。

各費目にまたがり計上いたしております新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、総額で32億9469万7千円、本市の一般財源の額は4億382万2千円を計上いたしております。

継続費は、幸袋交流センター整備事業及び文化会館改修事業につきまして、期間中の年割額の限度額を定め、後年度分の予算執行の調整を図るため設定するものでございます。

繰越明許費は、旧目尾小学校体育館改修工事以下5件につきまして、年度内に事業完了が見込めない事由により設定するものでございます。

債務負担行為は、海外プレスツアー企画運営委託料以下11件につきまして、債務が後年度にまたがりまますので設定するものでございます。

49ページ以降に、一般会計等の前年度との比較資料などを添付いたしております。資料の説明は省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

補足説明が終わりましたので、ただいまから各款の質疑に入ります。

まず、「第1款 議会費」及び「第2款 総務費」の質疑を許します。

初めに、質疑通告されております63ページ、98ページ、議会費・諸費、飯塚自衛隊協力会負担金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。飯塚自衛隊協力会負担金、1万4千円プラス1万4千円で2万8千円ということで、これに関わって飯塚自衛隊協力会の活動状況についてお尋ねしたいと思っております。資料は10ページにいただいております。まず、協力会の予算規模は幾らなのか、お尋ねします。

○防災安全課長

飯塚自衛隊協力会につきまして、令和2年度の収支予算の関係で報告させていただきます。飯塚自衛隊協力会の令和2年度の収入につきましては140万1276円。歳出につきましては同額の140万1276円で予算の計上になっております。

○川上委員

議会が1万4千円、市長が1万4千円となっておりますけれども、この金額の根拠は何でしょうか。

○防災安全課長

自衛隊協力会の会費につきましては、毎年1口以上の会費を負担するというので、1口7千円ということで、計4名分の2万8千円となっております。7千円の根拠というのはちょっと申しわけありません、わかりません。失礼しました。2万8千円の根拠は、言いましたとおり市長、副市長、議長、副議長の4名分、7千円掛け4名分の2万8千円となっております。

○川上委員

7千円の理由はわからないんですか。

○防災安全課長

申しわけありませんでした。飯塚自衛隊協力会規約の中の第17条に、本会の会費は年額1口7千円として納付しなければならないとなっております、そこで7千円となっております。

○川上委員

市長から2人を出し、議会から2人を出すというのは、何で決まっているんですか。

○防災安全課長

一応、飯塚市及び飯塚市議会の代表といたしまして、トップである市長、副市長及び議長、副議長で構成されていると思っております。

○川上委員

何によって決まっているんですか、今の2人、2人の4人というのは。

○防災安全課長

申しわけありません。一応、市からの代表及び議会からの代表ということで、各2名ずつが選出されていると思っております。

○川上委員

何かで決まっているんでしょう。何によって決まっているのかを聞いているわけですよ。

○防災安全課長

質問委員が言われるような決まり事というのはない状態でございます。あくまでも市及び議会の代表という形で入っているということになります。

○川上委員

3人と3人で6人でもいいんですか。

○防災安全課長

申しわけありません。今のところ、繰り返しの答弁になりますけれど、市の代表という形で市長、副市長で、議会ですので議長、副議長で選出となっておりますと思います。

○川上委員

そういう答弁は認められません。ちょっと、きちんと、なぜ2人なのか、何に基づいているのか、はっきりしてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:46

再 開 10:48

委員会を再開いたします。

○総務部長

大変失礼いたしました。自衛隊協力会への会員数なんですけども、別段規定等はございません。ただ、この規約の中に、1人当たり7千円の会費というものがございます。今、質問委員が言われましたように、これが例えば3人になろうと4人になろうと問題ないと言いますか、入会するときには人数をそれぞれの組織で決定すればいいというふうになっておりまして、飯塚市といたしましては、いわゆる執行部の方から市長、副市長、議会の方から議長、副議長で4名ということで入会をさせていただいているという状況でございます。

○川上委員

根拠がないということがわかりました。それで全体の構成は何人で行われているんですかね。

○防災安全課長

飯塚自衛隊協力会、令和2年4月28日現在でお答えさせていただきます。会員は114名、そのうち個人で入られている方は5名、企業より選出で協力隊に入られたのが109名、合計114名になっております。

○川上委員

残る個人1人は、どなたですか。

○防災安全課長

申しわけありません。個人が5名で企業より109名で、合わせて114名になっております。

○川上委員

飯塚市から出ている4人は個人ではないわけですね。企業になっているわけですか。

○防災安全課長

質問委員が言われているように、法人として加入しております。

○川上委員

あなたが言うその企業というところを、どういう企業が入っているのかちょっと教えてください。飯塚市とか、あなたの言う企業の中に飯塚市が入っているのでしょうか。どういうのが入っているか教えてください。

○防災安全課長

飯塚市及び飯塚市以外でも一般の税理士さん、株式会社の会社等ございまして、それが110企業もありませんけど、建設業者とかもいろいろ入っておりますので、ちょっと全部並べるには、ちょっとお答えはできないかなと思っております。申しわけありませんでした。一般社団法人飯塚青年会議所、株式会社九電工飯塚営業所、一番食品株式会社、税理士とか、一般の株式会社及び銀行の方とか、いろいろ入っておられます。

○川上委員



公共団体はどこがあるんですか。

○防災安全課長

言われますような公益的なものと言ったら飯塚市及び飯塚市議会、あと嘉麻市、嘉麻市消防団とかが入っております。すみません、飯塚市消防団も入っております。

○川上委員

公共団体から、何人それぞれ出ているかわかりますか。

○防災安全課長

申しわけありませんでした。嘉麻市と桂川町のほうで市議会、市長は入っておりませんでした。今言いましたとおり飯塚市、飯塚市議会、桂川町消防団、嘉麻市消防団、飯塚市消防団となっております。

○川上委員

いやそれぞれについて、何人かをさっき尋ね直したんですよ。

○防災安全課長

先ほど答弁しましたとおり、飯塚市の市長、副市長。消防団につきましては、各団長ですの  
で、3名。あと今言いました飯塚市として4名入っている状況でございます。

○川上委員

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:54

再 開 10:55

委員会を再開いたします。防災安全課長、川上委員の質問をゆっくり聞いて、ゆっくり落ち  
ついて教えてください。よろしくお願いします。

○防災安全課長

先ほど私の答弁の中で嘉麻市、桂川町等の団体が入っていたと言っていましたけれど、飯塚  
自衛隊協力会にはその団体が入っておりますので、訂正させていただきます。飯塚自衛隊協  
力会につきましては、うちの市長、副市長、議長、副議長の4名と、各消防団の団長の3名が  
入っております。

○川上委員

協力会の代表責任者はどなたですか。

○防災安全課長

飯塚自衛隊協力会につきましては、事務所、飯塚商工会議所に置いておりますので、その  
会長が会長になっておられます。申しわけありません。自衛隊協力会の会長につきましては、  
島田会長がなっておられます。

○川上委員

飯塚商工会議所の会頭が責任者ということなんですか。

○防災安全課長

申しわけありませんでした。事務局は飯塚商工会議所で、今会長につきましては、学校法人  
島田学園の島田会長がなられておられます。

○川上委員

事務局の場所はそこだけど、事務局は誰が担っているんですか。

○防災安全課長

事務局も商工会議所が事務局をされております。

○川上委員

飯塚商工会議所全体が事務局なんですか。

○防災安全課長

飯塚自衛隊協力会の件につきまして、事務局が商工会議所となっておりますので、商工会議所で執り行ってもらっていると思います。

○川上委員

定期総会は、今年はいつある予定ですか。

○防災安全課長

令和3年の分につきましての定期総会については、まだ決まっておりません。

○川上委員

例年はいつあるんですか。

○防災安全課長

例年でいきますと毎年7月ごろに開催を行っております。

○川上委員

去年は何月にやりましたか。

○防災安全課長

令和2年につきましては、令和2年7月22日で開催になっております。

○川上委員

去年は4月22日だけど、今年は7月が予定ですか。

○防災安全課長

申しわけありません。毎年7月に行われております。今年も一応、令和3年につきましても、7月に行われる予定とっております。すみません。日にちとかまだ令和3年は決まっております。すみません、令和2年は7月に取り組まれています。

○川上委員

昨年も7月、今年も7月予定ということで。それで活動については9項目が10ページの資料で示されております。今年この9項目は、こういった取り組みをするのかお尋ねします。

○防災安全課長

令和3年度の分につきまして、まだ事業の報告はちょっと聞いておりませんのでお答えできませんけれど、例年でいきますと、まず自衛隊記念行事及びその他諸行事に必要な協力としまして、夏祭り、記念日行事、市民と自衛隊との音楽の夕べ、駐屯地成人式などに参加しております。自衛隊広報等に関する必要な協力としましては、自衛隊駐屯地が主催するイベントに関しまして周知の協力を行っております。またそれとあわせまして、飯塚駐屯地広報誌の筑豊の発行の協力も行っております。自衛隊見学・体験入隊及び懇親会の開催につきましては、過去の実績でいきますと、ヘリコプターの体験搭乗、あと連絡会主催の南極観測船しらせ乗艦研修等の参加を行っております。自衛隊演習に関する必要な協力としましては、過去3年間でのちょっと活動実績はない状態です。あと自衛隊募集に関する必要な協力につきましても、自衛隊募集に関する広報等に協力していくような形になっております。あとはここ3年間の実績はありませんでした。

○川上委員

コロナのもとで昨年7月にどういう定期総会したかよくわかりませんが、それは後で答えてください。それで自衛隊と隊員をコロナ渦から守るという意味合いでは、この協力会の中で本市がどういう役割を果たすべきかと思うわけですが、何かお考えがありますか。

○防災安全課長

飯塚自衛隊協力会につきましては、活動状況にもあります自衛隊募集に関する必要な協力等もありますので、本市としましても地元の団員の入隊者等の協力とかもしていかなければならないのかなと思っております。

○川上委員

子どもを戦車に乗せたり、どうなのかというものがそもそもあるんだけれど、コロナ対策と

というようなことも含めて、慎重に考えたほうがいい行事もあろうと思いますので、それは指摘して質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:04

再 開 11:15

委員会を再開いたします。

次に、64ページ、一般管理費、人事管理運営事業費について、江口委員に質疑を許します。

○江口委員

64ページ、一般管理費、人事管理運営事業費に関連してお聞きいたします。まず職員採用についてですが、以前にもお尋ねしておりますが、専門職の採用試験についてお尋ねいたします。まず弁護士についてなんですが、近年訴訟がふえ、業務においても法的な解釈を求められることが多くなってきております。飯塚市においての対応については、どのようになっているのか、お聞かせください。

○人事課長

対応につきましては2点あると考えております。1点目の対応としましては、職員の研修についてでございます。飯塚市職員研修、研修所内の研修、外部機関へ職員を派遣研修をすることにより、職員の法務能力向上を図っております。また総務省、自治大学校が地方自治体に向け、無償で提供しております地方自治法、地方公務員法、地方税法に関するeラーニングシステムの活用を自己啓発学習の一環として呼びかけております。これらの研修を通じて習得した知識は、各業務における適正な事務を遂行するための法解釈や、現状に則した条例改正の実施という結果につながっていると考えております。しかしながら、職員は法律の専門家ではありませんので、完璧な法務能力が育っているかということでは難しい部分がございます。そこで2点目の対応としまして、職員が対応し切れない事案につきましては、顧問弁護士への相談を行い、遺漏のないように業務を遂行しているところでございます。

○江口委員

今お答えの分の研修については、追加資料の13ページ、14ページに提出していただきました。こういった研修があってもなお、やはり職員の法務能力に関しては厳しい部分があるんだと思います。その部分に関しては、顧問弁護士への相談で補っているというふうなことでありますが、他方では、その顧問弁護士への相談をするとすると、その時間調整であるとか、そういったことを考え合わせると、やはりハードルが高いのも現実であると。そういったことから、弁護士を雇ってはどうかということを再三申し上げております。さきの本会議の中でも、福祉系の職員についてお話をさせていただきました。任期付き採用というふうな形でも構わないと思うので、弁護士を市として採用する考えについては、どう考えておりますか。

○人事課長

弁護士資格を持ちました職員の採用につきましては、他市の状況を見ましても雇用形態こそさまざまではございますけれども、職員採用を行っている自治体もございまして、また、本市の顧問弁護士が対応している相談件数の増加に対応する対応策としましては、令和2年度より顧問弁護士の2人制度を導入し、迅速な対応に努め、また複雑な案件の際には複数の弁護士から意見を伺うセカンドオピニオン制度も行っているため、充実した体制ができている状況と考えております。本市におきましては、常に最善の方法を探ってまいりたいと考えておりますので、引き続き、職員として弁護士を採用することにつきましても、関係部局と実際に活用されている自治体からお話をお聞きして、研究してまいりたいというふうに考えております。

○江口委員

弁護士の採用については、隣の直方市では2名を採用しているという話を聞いたことがござ

います。県内そしてまた全国等にどのぐらいの自治体が採用しているのか、把握されておられましたら、お聞かせください。

○人事課長

令和元年度のときの調査になりますけれども、福岡県内では5自治体ということで、北九州市、福岡市、久留米市、古賀市、糸島市が採用、勤務していると把握しており、全国では120自治体が採用しているというふうに確認しております。

○江口委員

次に、今回の飯塚市の父子、3人のお子様が悪くなられた事件について、市の職員が100回以上、家庭訪問や面談、電話など、状況把握に努めていたようではございますが、実際には事件が起きてしまった。以前より、今回の一般質問でもお尋ねしましたが、ソーシャルワーカー等の配置が必要であると思っています。児童虐待対応などの人材確保について、現在の状況は、どのようになっているのか改めてお聞かせください。

○人事課長

子育て支援課内に家庭児童相談室を設置しまして、令和2年度は、家庭児童相談員3名、母子・父子・自立支援相談員2名、幼児家庭全戸訪問事業訪問員2名の合計7名の会計年度任用職員が連携して、児童虐待等の防止に当たっているところでございます。また、資格・免許につきましては、教員免許、保健師、准看護師というふうになっておるといふふう聞いております。

○江口委員

今後、正規職員の採用について、社会福祉士などの専門職を採るといった予定はございますか。

○人事課長

職員に求められている資質が多様化しているという現状もあり、専門的知識を持つ正規職員を採用したいという思いは十分理解しているところではございます。福祉関連の専門職に関しては、配属先が限られている状況でございまして、社会のスピード感に対応できる優秀な人材をその時々々の必要性に応じて採用することが肝要であるというふうに考えております。また、仕事の性質上、専門性が高く、経験を有する職となることから、現状の体制としているところでございます。今後につきましても、現場の業務状況、正規職員の必要性について関係課と協議してまいりたいと考えております。

○江口委員

福祉関係の専門職に関して配属先が限られていることからというお話がございましたが、福祉関係の配属先はかなり大きいわけですよ。片一方で、専門職というふうな形で見ると、本当に狭い分野の方で採用されている方々もおられます。そういったことを考えると、しっかりとやっていただかなくてはならないと思っています。令和4年度までに子ども家庭総合支援拠点の設置についてやらなくてはならないという形になっておりますが、この設置の際には、社会福祉士等を配置する必要があるというふうな形があります。この点については、今後どのようにお考えですか。

○人事課長

拠点につきましては、原則として子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員の職務を行う職員を配置するとし、必要に応じて、安全確認対応職員、事務処理対応職員を置くことができるとされております。それぞれの主な資格要件については、社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、保育士等といった専門資格を保有する職員の配置が必要となります。子ども家庭総合支援拠点事業の設置に伴う支援員の確保、採用形態等については、今後も関係課と協議してまいりたいというふうに考えております。

○江口委員

ぜひこの機会にしっかりと採用を行っていただきたいと思っています。社会福祉士に関しては、すぐに正規の職員ではなくてもいいと思っています。それよりも、きちんと現場経験のある方を任期付きで採用するといったことも考えていただければと思っています。

次に、資料を出していただいております。追加資料の11ページ、12ページ、職員の残業、休暇について、お聞きいたします。まず残業についてなんですが、追加資料の11ページを見ていただくと、非常に幅が大きいんですね。最長の方を見ると、令和元年度では、1038時間、平成30年度では1165時間、平成29年度では1002時間と千時間を超える方がおられるわけですね。片一方で多くの方々は、資料を見ていただいで分かるようにゼロから45時間という区切りで収まっているわけです。やはり、ここをどうやってならすのが大切になるかと思うんですが、その点についてどのようになされているのか、お聞かせいただけますか。

○人事課長

時間外勤務につきましては、本来であれば所属長が事前に命令をしまして、終了後に確認者が確認することをもって時間外の勤務の状況を把握しているところでございます。今回、システムの改修に伴いまして、入退庁システムを立ち上げたときと、システムをおとしたときの打刻の制度というのもございますので、1階の宿直室あります入退庁の管理及び出勤時間等に関する打刻の管理、そして時間外の管理を適正にやっていきたいというふうに考えております。

○江口委員

ぜひ、その部分をしっかりとやっていただきたいと思うんです。例えばパソコンの上で仕事を始めましたと、パチンと押す。そして終わりましたと、もう一遍打刻するというふうな形かもしれませんが、片一方で、それをやった後にでも仕事ができるかどうかという、できる状況にあるのではないかと思うんです。現実そうですね、その辺りどうですか。

○人事課長

現実的には打刻をしてもシステムがとまっていますので、できるというふうに理解しております。

○江口委員

となると、やはりサービス残業が出てくるおそれがあるわけです。それを考えると、入退庁の時間できっちりやるということは、大切なことだと思っています。ぜひ、そのことをしっかりやった上で、現実にはどれだけの残業とか労働が発生しているのか、それをしっかり確認をしながら、それを総数として総体として減らすために何をしなくちゃならないのかをしっかりと考えていただきたい。片一方で、休暇を見ても、この取得の差はやはり大きくございます。そういった面を合わせて、ワーク・ライフ・バランスというお話もございます。ある特定の職員に過重な勤務が、肩に乗ることがないように、健康を損ねることのないように、そしてまた不公平感が出ることがないようにやっていただきたいと思っています。

○委員長

次に67ページ、一般管理費、その他の一般管理費について、田中武春委員に質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうから、一般管理費、それからその他の一般管理費の部分でちょっとご質問させていただきたいと思いますが、その中で特に電子入札システムの共同利用負担金について、これはどのような性質のものなのか、まず教えてください。

○契約課長

来年度より実施予定の電子入札システムにつきましては、福岡電子自治体共同運営協議会が開発したシステムを県内の自治体と共同利用することとしておりまして、飯塚市もそれに参加するための負担金となっております。

○田中武春委員

そうしたら負担金194万3千円ということなんですけれども、その算定はどのようになっているのでしょうか。

○契約課長

まず、この定額のシステム利用料というのがございましてこれが48万円でございます。また、入札1件当たりの利用料が7千円となっております。飯塚市では、来年度の入札予定件数を190件と見込んでございまして、その合計といたしまして146万3千円を見込んでおるところでございます。

○田中武春委員

1件当たり7千円ということなんですけれども、この7千円の妥当性というのはどう考えているのでしょうか。

○契約課長

仮に電子入札システムを共同利用ではなく、飯塚市で単独導入した場合には、まず2倍以上の経費が必要になりますこと。それから現在の入札会を5名以上の職員で実施しておりますが、電子入札になりますと1名で処理ができます。その人件費を比較いたしましても、はるかに安価ではないかと考えております。また、来年度実施いたします電子入札は、主に工事とコンサル業務の入札が対象となるわけでございますが、来年度以降を物品、それから役務にも拡充することを検討しております。またあわせて、企業局分の入札にも拡充を検討しておりますので、入札件数がふえることによりまして単価が下がりますし、利用団体が増加することによって、さらに経費が下がることが期待できるものと考えております。

○田中武春委員

5名から1名で処理ができるので、人件費等々も効果があるのだらうというふうに思っております。次に、負担金以外の経費についてはどのようになっているのでしょうか、教えてください。

○契約課長

それ以外の経費につきましては、書籍購入費及び消耗品費等で34万9千円、通信運搬費で22万8千円、コピー機借上料9万5千円、発注者支援データベースシステム使用料、これにつきましては8万円、その他出張旅費3千円というふうになっております。

○田中武春委員

前回の総務委員会でも、ちょっと報告を聞いているんですけれども、来年度実施に向けて現在の進捗状況がわかれば教えていただきたいというふうに思います。

○契約課長

現在、電子入札参加業者によりますデモ入札というものを実施しております。応札者側のほうから、業者さんのほうからの問い合わせ等につきましては、システム操作等の問い合わせがあっている状況でございますが、特にトラブルもなく進捗をいたしておるところでございます。一方で課題といたしまして、電子入札参加登録業者数、事前に登録が必要になるわけでございますが、全対象業者数の約35%程度に現在とどまっております。それで、参加業者数をふやしていく方策を、今後も引き続き検討していく必要があるというふうに考えております。

○田中武春委員

入札の参加状況でデモについて、トラブルもなく進捗していることで少し安心をしました。ただ入札参加登録業者数が35%程度にとどまっていることは、もう少し具体的な周知とか、そういったものもぜひ必要ではないかというふうに考えます。電子入札の本格実施に向けて、担当課も大変だと思いますが、業者数の増加になるように、内部でも十分検討していただくようお願いしまして、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

次に69ページ、文書広報費、地上デジタルデータ放送利用料について、永末委員に質疑を許します。

○永末委員

69ページ、文書広報費、地上デジタルデータ放送利用料198万円について、お聞きします。まず、この事業の内容について答弁をお願いします。

○情報政策課長

事業の内容といたしましては、九州朝日放送がデータ放送を使って提供しますテキスト型の広報サービスを利用しまして、本市からのお知らせやイベント等の情報を発信するというものでございます。テレビのチャンネル設定の際に登録をされております郵便番号によりまして、エリアを判別するため、市民の皆様はチャンネルを当該放送局に合わせた状態で、dボタンを押して、簡単な操作をするだけで、本市からのお知らせ等を見ることができるようになるものでございます。また、職員がインターネット経由で入力した情報は5分以内に反映されるため、タイムリーな情報発信が可能になるものと考えております。

○永末委員

わかりました。それでは、この事業に取り組まれる目的、意義などありましたらお知らせいただけますか。

○情報政策課長

現在、市報、公式ホームページ、公式SNSなどを使って情報発信を行っておりますけれども、新たな発信手段がふえることによりまして、さらなる情報発信力の強化につながるものと考えております。また、インターネット環境がない方や取り扱いが苦手な方など、公式ホームページや公式SNSを閲覧できなかった方が、本市からのお知らせ等をタイムリーに取得できるようになるとともに、大雨等により防災行政無線が聞き取りにくいといった場合におきましても、情報伝達手段の一つとして効果を発揮するものと考えているところでございます。

○永末委員

それでは、今後の展開及びこの事業の周知方法について、お願いします。

○情報政策課長

まず平常時におきましては、公式SNSと同様に、本市からのお知らせ、各種イベントの情報やその変更等について情報発信をするとともに、災害等、緊急時におきましては、緊急情報に特化した内容のみを発信いたしまして、市民の皆様の安全安心の確保に努めたいと考えております。また、市民の皆様に広く活用していただくために、市報、公式ホームページ等において周知をさせていただくとともに、操作方法や発信する情報をわかりやすく説明をさせていただきましたチラシを作成いたしまして、全戸配布をさせていただきたいと考えているところでございます。

○永末委員

行政情報の発信ですね、特に災害情報の発信の在り方について、以前より強く改善を私は求めておりました。先ほどもありましたけれど、やはりそういったことに考えついた一つの理由として、豪雨時の防災行政無線の聞き取りづらさ、実際に豪雨時に限らずというケースもありまして、私の自宅のほうでも、やっぱりちょっとそういったスピーカーの向きでありますとか、ちょっと位置とかによりまして、どれだけ密に設計されてもやっぱり聞き取りにくい地区というのは絶対に出てきますので、それがことのほか、そういった災害情報とかとなりますと、聞き取りづらいで済まされる部分も少ないので、その部分を強く求めてまいりました。そういったことを求める中で私のほうから提案させてもらっていましたテレビを使って情報発信を行ったらどうですかということで、こちらは何度もちょっと提案させてもらっておったんですが、今回の予算措置で、その一つの形が実現されたのではなかろうかというふうに感じております。ただ、やはり重要なのは、これが実際に市民にとって使いやすい形なのか、現実に使えるもの

なのかという部分が重要かと思しますので、予算化についてはしっかりと応援したいと思えますけれども、要望としましては、その部分、しっかりと市民目線に立って運用をするように心がけていただくことを要望して終わります。

○委員長

次に73ページ、財産管理費、穂波庁舎改修事業費について、土居委員に質疑を許します。

○土居委員

穂波庁舎改修事業についてですが、この施設につきましては、先般、屋外の改修工事がなされたかと思いますが、今回は屋内の改修とのことですが、この整備の目的についてお尋ねします。

○生涯学習課長

私のほうからは、穂波庁舎3階部分の改修事業費につきまして答弁させていただきます。この改修事業につきましては、施設設備の特性を生かしたあらゆる世代への学びの機会の提供といたしまして、講座、体験活動事業や現代的な社会的課題の解決に向けた生涯学習事業の展開を図るものでございます。その中でも、小中学生の年代では、子どもたちが生きていくために必要な基本的資質、主体的に社会に適応できる力を育む総合的な教育として、義務教育課程におけるキャリア教育の推進を目的といたしまして、本物との出会いや体験を通じて、未来を担う子どもたちが社会や経済の仕組みについて学び、体験するプログラムの導入を推進するための施設としての整備を優先しようとするものでございます。

○土居委員

それでは、この施設整備において得られる効果についてはどのようにお考えか、お尋ねします。

○生涯学習課長

義務教育課程におけるキャリア教育につきましては、体験学習プログラムを導入し実施することによりまして、本物との出会いや体験を通じて、子どもたちが自らの力で将来を豊かに生きていけるよう、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために、必要な意欲、態度や能力を育てる効果が期待できるものと考えております。なお、その他の生涯学習関連事業におきましては、施設設備の特性を生かしまして、あらゆる世代における学びの機会提供を行い、講座、体験活動事業及び現代的・社会的課題に対応した生涯学習事業の推進と充実に効果が期待できるものと考えております。さらには、このような取り組みによりまして、これまで懸案となっておりました庁舎空きスペースの有効利活用にも資する効果もあると考えております。

○土居委員

それでは、この体験施設について具体的な中身はどんなものか、お尋ねいたします。

○生涯学習課長

義務教育課程におけるキャリア教育に関わる教育活動を実施するに当たりまして、体験学習プログラムに全国4自治体、東京都品川区、京都府京都市、福島県いわき市、宮城県仙台市での活動実績で高く評価を得ております公益社団法人ジュニア・アチーブメントがライセンスを有する経済体験プログラム、スチューデント・シティ及び生活設計体験学習プログラム、ファイナンス・パークを導入する予定としております。具体的には、小学校5年生における経済体験学習プログラムと中学1年生におけます生活設計体験学習プログラムを導入いたしまして実施するものでございます。

○委員長

次に73ページ、財産管理費、穂波庁舎改修事業費について、吉松委員に質疑を許します。

○吉松委員

同じく穂波庁舎の改修事業費について、お尋ねいたします。同僚委員のほうから質問がありましたので、その部分は重なりますので、違うところだけ質問いたします。この事業について



の対象者は、どのように考えておられますか。

○生涯学習課長

先ほどの土居委員との答弁と重なるかと思いますが、未来を担う子どもたちが社会や経済の仕組みについて学び体験するプログラムを実施するに当たりまして、経済体験学習プログラムを小学校5年生が、生活体験学習プログラムを中学1年生がそれぞれ利用する予定としております。また、それぞれの学習体験プログラムにおきまして、協力企業の社員の方々、それから市民ボランティア、保護者ボランティアの協力のもと、児童生徒のアドバイスに参画いただくこととしております。なお、その他の生涯学習関連事業につきましては、重ねてとなりますが施設設備の特性を生かした講座、体験活動事業や現代的な社会的課題に対する生涯学習の事業推進を図り、あらゆる世代を対象に利用いただくことを考えております。

○吉松委員

重なった答弁になって申しわけありません。この穂波庁舎の空きスペースを活用するに当たって、いろいろ検討をなされてきたと思いますが、このような社会や経済の仕組みについての学習体験プログラムを取り入れるに至った経緯をお尋ねいたします。

○生涯学習課長

本市教育委員会では、令和元年8月20日に市内の小学校、中学校、高校、大学の関係者の参加のもと、小中高大の連携による人材育成についての意見交換会を開催しております。飯塚市のキャリア教育についてのテーマの中で、キャリア教育の推進における先進的な取組で高い評価を得ております。公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本の経済体験学習プログラム、スチューデント・シティと生活設計体験学習プログラム、ファイナンス・パークの取り組みを紹介することを契機といたしまして、以来、調査研究を進めてきたものでございます。その調査結果に基づきまして、これらの経済教育に関わる体験学習プログラムを導入することに至ったものでございます。この体験学習プログラムを実施しております先進自治体の事例といたしまして、先ほど申し上げておりますが、東京都品川区教育委員会の品川区立義務教育学校品川学園、京都府京都市教育委員会の「京都まなびの街生き方探究館」、福島県いわき市教育委員会の「いわき市体験型経済教育施設エリム」、宮城県仙台市教育委員会の「仙台子ども体験プラザエリム」において、それぞれ取り組まれているところでございます。

○吉松委員

令和元年度から温めてきた事業だということですが、この事業の内容からして、使用料は必要ないと考えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○生涯学習課長

市の管理施設としてキャリア教育や生涯学習の推進に関わる関連事業を実施する施設とすることを考えておまして、建築基準法に定める事務用途の中で活用を図りますことから、社会教育施設、公民館のように一般貸し出しを目的としないため、使用料の徴収を行わないこととしておるところでございます。

○吉松委員

この予算につきましては、全国でも取り組んでいる自治体が余りないということで、まさにキャリア教育の体験の場所として、意欲的な取り組みだと評価いたします。ぜひとも、飯塚市のキャリア教育の水準の高さをアピールできる創造豊かなものにしていただきたいと思います。質問を終わります。

○委員長

次に73ページ、財産管理費、穂波庁舎改修事業費について、金子委員に質疑を許します。

○金子委員

土居委員や吉松委員が聞いていただいたので、大まかなことはわかりました。そしてまた、資料として15ページのほうに事業概要を出していただいておりますので、これを見ると、大

体の事業概要がわかりました。建物としては1820万円かかるということで、それ以降のことに関しては、まだはっきりはわからないということによろしいのでしょうか。そこをちょっと教えていただけますか。

○生涯学習課長

現在、改修費用を計上させていただいております。目下、この施設設備の整備につきましては、現在、精査しておるところでございますので、回答を控えさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

○金子委員

スケジュールを見ますと、令和3年度では改修工事、そして令和4年度では、それぞれ環境整備ということで、ネットワーク構築委託やブース出店の企業の決定、そしてまた内装工事、そして学習支援の事業委託等、かなりお金がかかるかなというイメージもあります。また、令和5年度に実際やっていくときに、実施に係るバスや学習支援など、かなりお金が動いていくというようなイメージがあります。また、プログラム自体がライセンスを使用するというところで、お金がかかるのかどうかだけちょっと教えていただけますか。

○生涯学習課長

ただいま、ライセンスについてのご質問がありました。今回取り入れます体験学習プログラムのライセンスにつきましては、スチューデント・シティのほうで100万円の消費税、それからファイナンス・パークのほうで100万円に消費税というところで試算をしているところでございます。

○金子委員

それぞれ100万円というのは、毎年のことなんですか。それとも一回買えばそれでいいということなんですか。

○生涯学習課長

あくまでも体験学習にかかりますライセンス料でございますので、毎年のランニング費用として必要になってくるものでございます。

○金子委員

ということは、毎年200万円がかかっていくということによろしいでしょうか。

○生涯学習課長

今、質問委員がおっしゃっていらっしゃるとおりでございます。かかってきます。

○金子委員

わかりました。残念ながら、この資料だけでは全体の形が見えません。本当に大まかな計画はわかったのですが、かなり大きな事業ではないかというふうに思います。生涯学習課が言われましたが、恐らく学校教育課とのかなりの連携がないと実施できないことだと思います。学校教育課はそれだけではなくてもかなり忙しい生活、忙しい先生たちの中で、これを取り組んでいくということで、事業の内容もかなり精査していかなくてはいけない。また、そしてその教える先生たちの力量も上げなくてはいけないというふうに考えますが、その辺どう考えているか教えていただけますか。

○学校教育課長

学校教育といたしましても、このキャリア教育を進めていく上で、この基本的・汎用的能力というのは、今後高めていかなくてはいけないものです。今までのキャリア教育というやり方が、単なる体験活動という形で終わってまいりましたので、それでは子どもたちの成長にはつながっていきませんので、その辺りは今後、生涯学習課と計画を密にしながら進めてまいりたいと考えております。

○金子委員

また、かなりボランティアも必要ではないかと思っております。今までいろんな事業を見ていく中

で、ボランティアという形でされることが多いと思いますが、そのときかなりの、何と言うか、費用というか、無償ボランティアなのか有償なのかというのも、かなりやっぱり違ってくると思いますので、その辺をしっかりと考えて質の高いものを、皆さんが使ってよかったなあと思えるようなものをつくってってください。また最後に一つお願いします。あらゆる世代が学びと言われましたが、具体的にどのようなものを考えられているのか、そこがもう少し具体的なものがあればお示してください。

○生涯学習課長

現在、生涯学習課におきまして、この現代的・社会的課題の解決に即した事業を実施したいということで検討をしているところでございます。現在、具体例として提示できるようなものにつきましては現時点ではございませんが、事業実施までの社会状況を十分に把握し、分析しまして、時流・時勢に応じた内容を本施設での特性、今後、来年度に計上させていただきますが、ICT環境の環境整備を進めていきますので、こういった施設の特性を生かしたICT環境等を活用した上での計画を図っていきたいというふうに考えております。

○金子委員

来年になりましたら、もう少し具体的な内容が分かるのではないかと思いますので、しっかりした内容とかを整理できるように、またしっかり予算が出てくるように要望いたしまして、この質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:56

再 開 12:59

委員会を再開いたします。

次に73ページ、財産管理費、その他の財産管理費について、川上委員に質疑を許します。

○川上委員

市有財産売却事業、学校跡地・跡施設について伺います。事業者選定委員会委員報酬28万4千円、費用弁償3万9千円、根拠を伺います。

○財産活用課長

飯塚市学校跡地、跡施設売却に係る事業者選定委員会委員報酬につきましては、飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第2条別表により、審議会等の委員の日額5900円とし、会議開催回数を業者選定のための要綱作成に1回、要綱内容の確認などに1回、業者選定に1回の3回程度を予定しております。人数につきましては、市職員を除く学識経験者2名、それぞれの地域の方2名の4名を予定、また対象施設を4施設としておりますので、5900円掛ける3回掛ける4人掛ける4施設で28万3200円で、予算計上は28万4千円。費用弁償につきましても、同条例第5条により1日につき800円とし、報酬と同様の計算により、3万8400円となり、3万9千円で計上しております。

○川上委員

売却対象は4カ所なので1カ所については、選定そのものは1回で選定してしまうということなんですか。

○財産活用課長

審議内容にもよりますが、現在のところは1回を予定しております。

○委員長

次に75ページ、財産管理費、潁田地区公共施設跡地利活用事前調査委託料について、田中武春委員に質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうから財産管理費、潁田地区公共施設跡地利活用事前調査委託料について、何点か

ご質問していきたいと思いますが、まず初めにこの颯田地区の公共施設跡地利活用事前調査委託料について、委託業務内容についてはどのようなものなのでしょうか、教えてください。

○財産活用課長

この業務は、颯田支所周辺の旧颯田体育館や旧颯田武道館等の跡地・跡施設が集中している地域について、今後、地域の活性化に寄与できるような利活用策を検討するために、事前調査として、対象地域の施設需要の可能性などについて、調査、検討を行おうとするものです。

○田中武春委員

それでは颯田地区の公共施設跡地・跡施設についてですけれども、今後の利活用の目的がもう決まっているのでしょうか、教えてください。

○財産活用課長

公共施設の跡地・跡施設につきましては、飯塚市第2次公共施設等の在り方に関する基本方針に基づき、まず市として利活用策を検討し、利活用の見込みがない場合は、現状融資による民間への譲渡を原則としております。今回計上しております颯田地区の事業費は、先ほど申し上げた地域の利活用策を検討するための事前調査であるため、利活用につきましては、この調査を踏まえ決定してまいります。

○田中武春委員

今の答弁の中で市として、利活用の見込みがない場合というふうな回答がありますが、具体的にこれはどういうことか、もう少し詳しく教えてください。

○財産活用課長

具体的には、部内調整などを行い、部内で利活用の見込みがないと判断した場合に他部局の利活用確認を行い、最終的に市として利活用の見込みがないと判断することでございます。

○田中武春委員

言葉回しが難しくよく理解できませんが、いろいろ調整をして決めたいということでもいいですかね。わかりました。調査対象範囲については、体育館、文化施設等の跡地・跡施設があるわけですが、そのような施設については、利活用の方向性が限定されていたりするのでしょうか、教えてください。

○財産活用課長

利活用につきましては、今後、決定してまいりますので、利活用の方向性は現時点で限定されておりません。

○田中武春委員

まだ決定はしてないということなので、今後いろんな視点から、方向性から、内部で検討して、よりよいものを、ぜひしていただくようお願いしたいと思いますが、この利活用の決定については、やっぱり地元の颯田地区の使われる方の、市民のご意見等も十分踏まえながら、ぜひ対応していただくようよろしくをお願いしたいと思います。

○委員長

次に78ページ、企画費、ふるさと応援基金積立金について、田中武春委員に質疑を許します。

○田中武春委員

続けていきます。企画費、ふるさと応援基金積立金について、少し質問したいと思いますが、ふるさと応援基金の積立ですけれども、先ほど説明がありましたように、前年比と比べて16億円増となっておりますけれども、もう一度、その理由についてお聞かせください。

○地域振興課長

ふるさと応援基金積立金につきましては、当該年度のふるさと応援寄附金を全額年度末に積み立てることから、寄附金額と同額のものとなります。そのため令和3年度当初予算においては、ふるさと応援寄附金を30億円と見込んでおりますので、ふるさと応援基金積立金につき

ましても同額の30億円となり、前年度の14億円から16億円増となっております。

○田中武春委員

このふるさとの応援寄附金の見込額を30億円というふうに設定されていることについては、私個人的にはやや心配な気持ちもあるんですけども、寄附金という性格上、大丈夫なのでしょう。ちょっと、意見ををお願いします。

○地域振興課長

ふるさと応援寄附金は、寄附金という性格上、見込額を立てるのが非常に厳しいわけがございます。したがって、これまでの実績等を踏まえ、この予算額を設定させていただいております。また、地元産品提供事業者との連携をより強化していくことで、地域活性化につなげつつ、少しでも多くの方から寄附をいただき、30億円を目標に今後も努力してまいりたいと考えております。

○田中武春委員

そうですね、地元産の提供事業者と連携を強化して行って、よりよい地域活性化につなげていただきたいと思っておりますけれども、今後とも、ふるさと納税というこの制度を活用しまして、飯塚市のPRと財源確保はもちろんのことですが、市内の中小企業の活性化のためにも、ぜひ目標であります30億円に到達できるよう、私もエールを送りたいと思っておりますので、ぜひ頑張ってください。

○委員長

次に80ページ、地域振興費、コミュニティバス等運行事業費について、奥山委員に質疑を許します。

○奥山委員

公明党の奥山です。どうぞよろしくお願いいたします。今回、まず最初に、コミュニティバスの利用の実態というところで伺ってまいりたいと思っております。皆さん御存じのように、コミュニティバスは、ちょっと調べますと、2006年の1市4町合併のときに福祉バスとコミュニティバスと継続して運行されております。そのあとに2009年、3年後ですけれども、国庫補助が出ましたので市内11路線で運賃100円と、国庫補助が終わりましたら、今度は11路線から3路線に変わって200円というふうになっております。その後、幾つかダイヤ改正等をされながら、知恵を使いながら公共交通課の皆さんに大変ご苦労をおかけしていることだろうというふうに思います。2018年4月から3路線から今度4路線にかわりまして、昨年10月に宮若からのJRバス、それから西鉄の撤退と言いますか、廃止で路線ワゴンというのが3地域で、私の住む飯塚東地区のほうも走っておりますけれども、なかなか賛否はあるかと思っておりますけれども、いろいろ知恵を使っただいて住民の皆様にも少しでもより沿った便利な運行をしていただいているというふうに思いますので、引き続きお願いをしたいと思っております。

そんな中で少子高齢化が進んでいることから、民間の交通事業者の事業が厳しくなっているということで、収益またドライバーの確保等が、昨今、よく言われております。現在においても、将来的にも移動手段の維持確保には重要な施策というふうに注視していく必要があるというふうに思います。特に高齢化につきましては、ちょっと調べたものがありましたけれども、30%を飯塚市は超えておりますけれども、それ以外の使用というか、数値をちょっと述べますと、エリアごとですけれども、2013年、8年ぐらい前ですけれども、飯塚地区が、これ女性だけの高齢化ということですね。男性女性のトータルではなくて女性だけの高齢化というのを調べております。飯塚地区が28.49%、穂波地区が30.35%、筑穂地区は33.21%、庄内地区は30.56%、顛田が35.28%、これが2020年になりますと、飯塚地区は34.2%、穂波地区は34.5%、筑穂地区は41.5%、庄内が36.1%、顛田が44.1%ということで、女性の方の高齢化率がかなり高くなってきております。当然、

男性の方は仕事に行かれる方が多いですけども、女性の方は家におられる方が多くて、女性を中心としてやっぱり高齢化が、どんどん進んでるんやなあというのが見て取れます。そんな中、このコミュニティバスが果たす役割が大きくなるというふうに思いますけれども、現在の利用状況についてお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

○地域公共交通対策課長

コミュニティバスの利用状況につきまして、今年度、令和2年度は12月末までの実績、また令和元年度の利用状況とあわせまして、各路線の1日平均利用者数をお答えいたします。今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、各路線で前年度よりも利用者は減少しておりますけれども、颯田飯塚線は、令和元年度は20.6人、今年度は17.2人、庄内飯塚線は、令和元年度は23.2人、今年度は22.5人、筑穂飯塚線は、令和元年度は61.3人、今年度は49.1人、高田鎮西線は、令和元年度は26.0人、今年度は21.3人。宮若市と共同で運行しております宮若飯塚線は、平日で、令和元年度が53.7人、今年度は38.2人となっております。

○奥山委員

ありがとうございます。コロナ禍ありということで今年度12月末ということで下がっておりますけれども、この調子でいくと、だんだんだんだん乗る方も少なくなって、コロナも非常事態も解除されましたけれども、まだまだ自粛というのがうたわれておりますので、厳しいのかなというふうに思います。次にコミバスの運行形態について、これまで大体3年周期で見直しをされておりますけれども、必要に応じて毎年度、バス停の新設、変更、改善されておりますけれども、ますます、先ほども申し上げましたように、運転免許の自主返納と、移動手段を持たない方、また高齢者のさらなる増加、先ほども言いましたけれども、見込まれるので、今後よりよい安心してできるようなコミュニティバスの事業の在り方、これは単年度ではなくて、5年後、10年後、20年後を見据えて準備しておく必要があるというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○地域公共交通対策課長

現在、本市では、定時・定路線型、いわゆる路線バス型のコミュニティバスや、まちづくり協議会が運営されている買物ワゴンと、またデマンド型の予約乗合タクシーを運行しております。各地区では、地形や居住地の分布、商業、医療、公共施設の配置、また住民ニーズが異なっておりますので、これら2種類の交通機関と、民間バス事業者との利便性の高い連携が重要になってくるものと考えております。身近な移動を担う公共交通事業につきましては、コロナ後の社会や経済の有り様を考慮しながら、より利便性が高く、持続可能な交通事業が運営できるようにしたいと考えているところでございます。

○奥山委員

持続可能ということでおっしゃいましたけれども、冒頭にも申し上げましたように、やっぱり5年、10年と見据えて、10年もすれば私も利用者の1人になるかもしれませんし、皆さんもそうだろうというふうに思いますので、利用しやすい形で、ぜひ事業を進めていただきたいと思ひます。最後になりますけれども、日常生活を維持していく上で、身近な移動手段ということで、これは高齢の方だけではなくて、子ども様も利用できるように、私なりに考えたものがありますけれども、例えば、カラーリングですね、バスのカラーリング。いろんなところに視察等行くとすぐ目立って、このバスやなあというのが一目で行った私たちも分かるぐらいにカラーリングされております。本市も、バスのカラーリングはなかなか難しいと思ひますけれども、外国ではスクールバスというのはもう黄色に決まっておりますので、あのバスが通ると徐行だというふうに言われるぐらいですけども、本市も、そういうカラーリング等を含めながら、あとバスの本数もなかなか難しいところがあるかと思ひますけれども、ふやしていただきながら、持続可能で、1人も置き去りにしないということで、やっていただければというふ

うに思いますのでどうぞよろしく申し上げます。以上で終わります。

○委員長

それではまた80ページ、地域振興費、コミュニティバス等運行事業費について、江口議員に質問を許します。いいですか。81ページ、地域振興費、飯塚市地域公共交通協議会負担金について、江口委員に質問を許します。

○江口委員

81ページ、飯塚市地域公共交通協議会に関連してお聞きいたします。この公共交通、先ほど奥山委員から質疑があったように、平成19年の旧4町のコミュニティバスの運行からスタートしております。当時は1人当たりの単価が約400円であったものが、コミュニティバスとなり、約1千円に上がりました。そして、それから平成24年にコミュニティバスと予約乗合タクシーの併用運行となり、1人当たりの単価が2千円を越すようになります。そして、現在では少し下がっておりますが、それでも千円の真ん中という状況にあります。利用人数についても当初10万人おられたのが、残念ながら、現在においてもその10万人を超えていない状況でございます。そういった中で、令和4年度から、また新たな期に入るわけですが、令和3年度に関しては令和4年度に向けて、地域公共交通協議会で、令和4年度からどうしようかというデザインのし直しをするところになります。その中で、その運営について数点きっちりやっていただきたい点がございます。まず、公共交通の運行方式や運営方式について、住民との十分な協議を行うこと、またその住民との協議に当たっては、さまざまな事例や、それに基づく資産を公開した上で協議を進めることを求めたいと思いますが、いかがですか。

○地域公共交通対策課長

令和4年度からの次期コミュニティ交通の体系の構築につきましては、これから、令和3年度上半期にかけて、地域住民の皆様及び交通事業者等の関係者の方々の意見聴取や協議を行いながら、並行して、地域公共交通協議会を開催し、運行計画の策定を進める予定でございます。先ほど質問委員のほうからお話のあった、さまざまな他市の事例や、ご意見などにつきましては、そういった協議の場で情報提供し、また委員の皆様を検討していただけるように役立てるようにしていきたいというふうに考えております。

○江口委員

協議会の運営についてはそのようにしていただけるということなのですが、他方で住民との協議の中で、そのような事例があること、そして、これこれこうやったらこのぐらいなるんだよという、そういった試算も含めて、きちんと提示しながら協議をしていただきたいと思いますがいかがですか。

○地域公共交通対策課長

今、委員がお話しされている事例、また、そういった試算ということにつきまして、前向きに考えたいと思います。

○江口委員

その協議の中で、特に現在の利用者、また交通弱者と言われる方々の意見を十分に聞き、協議を行っていただきたいと思いますがいかがですか。

○地域公共交通対策課長

地域住民の皆様や、ご利用されている方々のご意見をお聞きする際に、さまざまなご意見があるかと思っております。そういったことも真摯にお聞きしながら、さまざまな検討をさせていただきたいと考えております。

○江口委員

あわせて費用の低減、長続きする制度とするためには、コストをどれだけ圧縮できるか、そしてより多くの方々に利用していただけるか。費用の低減と利用者の増が必要であります。また協働環境委員会の調査の中で、利用の偏在というものが明らかになっています。その利用の

偏在の解消にも努めていただかなくてはならないと思いますが、いかがですか。

○地域公共交通対策課長

次期コミュニティ交通体系の構築につきましては、これまでさまざまな場所でお話をお聞かせいただいている課題や問題点があるという認識をしております。それにつきまして、できるだけいい方向で検討が進められるように努めてまいりたいと考えております。

○江口委員

費用の低減と利用者の増、利用の偏在の解消には努めていただけますか。

○地域公共交通対策課長

この公共交通対策に関する事業につきましては、当然のことながら、住民の方々のニーズにできるだけ応えつつ、経費を削減と言いますか、効果的に活用することによって、持続可能なものにしていくということが大切だと認識しておりますので、今、質問委員が言われたことも、必要な検討項目だと認識しております。

○江口委員

検討項目というか、これはやっていただくべきことだと思いますがいかがですか。

○市民協働部長

先ほどから担当課長が説明しておりますように、この公共交通につきましては、まずは効果的であること。そして、その次に効率的に運行すること、そのことによって持続可能な公共交通につながるということを考えておりますので、今、質問委員が言われるようなことも含めてですね、考えて次期計画については策定していきたいと考えております。

○江口委員

あと公平であることが必要だと思うんです。利用の偏在の解消に努めていただけますか。

○地域公共交通対策課長

今、委員のほうから言われております、公平性ということも重要な課題というふうに思いますので、その辺も考えていきたいというふうに思っております。

○江口委員

最後に、利用料金については、出かけることの効能を十分考慮した上で、一部無料化を検討すべきだと思っています。具体的にはコミュニティバスについては無料化をして、片一方で予約乗合タクシーという形が残るのであれば、そちらについては有料のまま残す。そして、できるだけコミュニティバスを使っていただくこととか、そういったことを検討すべきだと思っています。利用料金については一部無償化を含め、しっかり検討していただけますか。

○地域公共交通対策課長

先ほどお話がございました効果的な運行とか、持続可能な交通体系とか、そういったものを踏まえる中で、さまざまな今言われた運賃の無償化とかいうこともその中の一つのテーマになるかとは思いますが、そういったことも含めて、考えていきたいというふうに考えております。

○委員長

次に82ページ、地域振興費、定住化促進事業費について、吉松委員に質疑を許します。

○吉松委員

予算書の82ページに定住化基盤整備事業費として、地域サポーター謝礼金と移住コンシェルジュ謝礼金が計上されております。聞きなれない言葉ですが、この地域サポーターと移住コンシェルジュというのはどういった活動をされる方なのか、お尋ねいたします。

○総合政策課長

移住・定住を促進するためには、移住を希望される相談者に対するきめ細やかな対応が必要になってくると考えております。また、予算資料にも記載しておりますとおり、移住者受け入れの体制整備を行う必要があると考えております。移住を検討される方が市役所に相談をされ



る内容については、様々な内容がございます。住宅に関する補助金やお子さんの保育所、学校など、そういったさまざまなニーズに対応できるよう、ホテルにおいてお客様にきめ細やかなサービスを提供するコンシェルジュのように、移住に関するコンシェルジュを設置したいと考えております。また、さらなるサービスの向上を目指し、現地への訪問を希望された場合は、移住コンシェルジュが地域サポーターの協力を得ながら現地をご案内できるような取り組みについても実施したいと考えております。その際に訪れる場所といたしましては、地区の交流センターや公共施設、学校等の案内を想定しておりますが、各地域の特徴や地元の情報など、地域の実情を丁寧に提供し、地域に親しみを持っていただくため、地域サポーターを養成し、現地案内に同行していただくような工夫も実施したいと考えております。

#### ○吉松委員

移住コンシェルジュについては、県も打ち出している事業だと思いますが、地域サポーターについては、飯塚市独自の事業でしょうか。また、その選任はどのようにして行い、その方々をどのように養成していくのか、お尋ねいたします。

#### ○総合政策課長

県が令和3年度予算に計上している移住コンシェルジュ事業は、市町村への移住コンシェルジュ配置に係る経費を助成する事業と伺っておりますが、具体的な内容についてははまだ示されておられません。本市における移住コンシェルジュの活動については、先ほど答弁させていただきましたとおりですが、現地案内に同行する地域サポーターについては、地区の交流センターにおいて活動を行っている方など、地域の実情に詳しい方に就任いただきたいと考えております。また将来的には、移住者が実際に移住した後のサポートをしていただけるような体制にまで発展させることができると考えております。地域サポーターの養成につきましては、サポーター連絡会議や意見交換、勉強会などを実施し、移住者に対する支援の手法等を身につけていただくことを想定いたしております。

#### ○吉松委員

飯塚市は福北ゆたか線があって、八木山バイパスの4車線化も今進んでいます。福岡都市圏とのアクセスがよい上に、自然にも恵まれている。ポストコロナを見据えて、飯塚市に興味を持っていただき、移住についてのご相談をされる方が、移住コンシェルジュや地域サポーターといったそういった方々が温かく対応していただくような仕組みができれば、移住しようかどうか迷っている方々にとっても、地域の第一印象として、とても大切なことだと思いますので、そういった意味で、地域サポーターの人選から養成までしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

#### ○委員長

次に82ページ、地域振興費、定住化促進事業費について、永末委員に質疑を許します。

#### ○永末委員

82ページ、地域振興費、定住化促進事業1582万3千円について、お伺いします。今、同僚議員のほうからも質問がありましたが、コロナによる人の価値観の変化でありますとか、地方への注目、テレワークという情報技術の進歩による場所を選ばない働き方の実現などによって、地方への移住がかつてなく盛り上がりを見せていると思います。私も、移住政策について、しっかりと取り組むべきだと考えており、そのためには、本市に住んだときには、どれほど魅力的な暮らしができるのかということをしつかりと戦略的に情報発信していただくということを何度も申し上げてまいりました。今回、本市への移住・定住化を推進するために動画、パンフレットを作成し、情報発信力を強化する取り組みについて予算計上されておるかと思いますが、それなりの予算規模でするので期待する部分というの大きいのですが、一方で動画などに関しては、既にホームページでも公開もされておるかと思いますが、あえて、なぜまた再度動画作成の予算を計上するのかというような単純な疑問も生じます。ですので、実施を

予定している具体的な事業の内容や目的というのが、どういったところにあるのか、まず答弁をお願いします。

○総合政策課長

定住化促進事業につきましては、情報発信の強化、相談体制の充実、支援金の交付と大きく分けて3つの取り組みについて予算を計上いたしております。第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略において目標としている子育て世代の移住・定住を促進するためには、委員が言われますとおり、飯塚市の良さを全国に発信する情報発信の強化を図ることが重要であると考えております。子育て世代を意識したテーマとして、子育ての内容充実や全世代に関心を持ってもらえるようなテーマとして、健幸を取り上げ、本市のよさを効果的に訴えることができるよう移住者向けパンフレットやPR動画を作成したいと考えております。また、福岡都市圏からの子育て世代の移住者をターゲットとして、移住者向けパンフレットやPR動画を活用し、効果的に発信するためにも、福岡都市圏のショッピングセンターにある移住相談コーナーや映像発信コーナーでのPR動画発信などの取り組みについても実施することで、情報発信の強化を図っていく予定としております。

○永末委員

それでは、事業をどのように進めていくのか、具体的なスケジュールについて、お尋ねします。

○総合政策課長

パンフレットやPR動画の作成につきましては、夏ごろまでにプロポーザルによる業者選定を行い、冬ごろまでには完成させたいと考えております。また福岡都市圏におけるパンフレットやPR動画の効果的な発信につきましては、それらのツールが完成次第、実施していく予定としております。

○永末委員

最後、ちょっと要望で終わります。今答弁で、子育て、健幸を意識して福岡都市圏に対して、オンライン、オフラインでのアピールを行っていくというふうな考えということですが、思いますに、特に福岡都市圏アピールする際に、意識されたほうがいいんじゃないかなという点があります。というのも、いい意味でも悪い意味でも飯塚市について知っているということかなと思います。いい意味では、県外の方であれば、一から情報を伝えていく必要性が少なかったり、また同じ県内の移住になるかと思しますので、比較的、心理的に身体的な負担が少ないという意味で、都市圏へのアピールというのはいいかと思います。逆の点を申し上げますと、筑豊地区に、もしかしたら余りよくないイメージを持たれているかもしれません。このことは実際に私が市内の方、市外の方からよく言われることです。ですので、前々から申し上げていますが、もう今までのやっぱりイメージを払拭していく必要性が強くなるのではなからうかと思えます。このイメージアップにつきましても、今までに何度も申し上げて提案してまいりましたが、再度、ここで強く要望したいと思えます。イメージを変えるのはなかなか難しいと思えますので、だからこそ強い発信力、戦略的な思考が必要かと思えます。そこで、具体的に一つ提案したいんですが、昔の筑豊ハイツ、もうありませんけれど、つまり現在リトリートになっていますけど、リトリートとの提携でありますとか、意見交換などをぜひ行っていただいて、ちょっと事業の構築に利用されてはと、事業の構築段階で少し検討されたらどうかと思えます。というのも実際にあそこの利用者というのは、私も直接聞いたんですけど、もうほぼ福岡都市圏、北九州都市圏の若い人が中心だということです。皆さん、リトリートのInstagramとかチェックされていますかね。私は常にチェックしているんですけど、投稿まで全部見えています。どういったことを皆さん言っているかですね。その投稿とか見ると、例えば飯塚になんて用はなかったけど、初めて来たとか、何で飯塚にこんなおしゃれなところがあったんやろうねとかというのが結構あります。これ、ぜひ見ていただきたいと思うんですけど。あと、

東京で仕事をされている方がリトリートを見られての感想を言われていたんですけど、地方にやっぱりこのレベルの施設があるのはすごいというふうに言っていました。なぜ福岡の人に人気があるんだろうかというふうなことを聞きましたら、やっぱりちょっと東京っぽさがあるらしいんですね。施設として。だから福岡の方というのは東京のほうが好きだということも聞きますので、そういったところで人気があるのではなかろうかというふうな分析をされました。何が申し上げたいかといいますと、新しいことを一から始めるということも重要かと思えますけれども、既に本市にあるそういった財産でありますとかつなかりをフルに活用していくほうが効率がいいこともあるかと思えます。ですので、既に福岡都市圏からわざわざ、八木山峠を越えて、飯塚に来られているわけですから、若い方がですね、あとはその方々にいかにアピールするかを考えればいだけかと思えます。多くの利用者の方が、ゆっくりするために、癒やしを求めて利用されているかと思えます。隣接している筑豊緑地公園の充実ぶりにも、びっくりされてるそうです。例えば、リトリートの利用者が飯塚市内を周遊したくなるような仕掛けをつくるとか、その際に市内の飲食店を回りたくなるような仕組み、例えばバルチケットを提携して配るとか、そういったものを制度化して考えていかれたらどうかと思えます。恐らく部署とか課もまたがったりするかと思えますので、ぜひ仲よく、その辺り、検討していただければと思いますので、要望して終わります。

#### ○委員長

次に82ページ、地域振興費、定住化促進事業費について、金子委員に質疑を許します。

#### ○金子委員

3人目になりますが、同じく定住化促進事業についてお伺いいたします。改めて、こちらの定住を促進しようというターゲットと言うか、どちらを考えてるか、もう一度お聞かせください。

#### ○総合政策課長

繰り返しになりますが、ターゲットとしましては、第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても記載しておりますが、地域としては、福岡都市圏、また大都市圏、特に福岡都市圏を主要なターゲット地域と考えております。また世代としましては、若年世代、子育て世代を想定しており、将来の人口増が期待できる世代を主要なターゲットとして考えております。

#### ○金子委員

若い人たち、特に子育て世代がターゲットだというふうに思うんですけども、先ほどからいろいろ私も飯塚は、実はとても面白いところだなというふうに思います。その発信力が、いま一步弱いのではないかなというふうに思います。どうしても、例えばこの7階にいと、地域の市民の方の声を聞いてないのではないかなという気がします。例えば飯塚市には子育て支援センターもあるし、嘉穂劇場もあるし、さまざまな魅力的なところがあります。私一度、支援センターにも勤めたこともあります。正直言いますと、飯塚ってもう本当に怖いところだと思ったと言われたこともあります。しかし、行ってみたらこんなに人がよくて、あったかくて、また子育て支援センターもたくさんあって、学校も安心して通えて、本当にこんなにいいところだったんだなあっていうふうによく言われます。そして引っ越されたときに、涙を流されて、飯塚で子育てをしてよかったと言われる方も何人も私も見てきました。やはり、全く飯塚市を知らない人たちに声をかけるのではなくて、今、飯塚市に住んでいる人たちの声を聞く、そのような取り組みをしてはいかがかと思えますが、どうでしょうか。

#### ○総合政策課長

今、質問委員が言われますとおり、市民の方のアイデア、特に若い世代の意見というものを取り入れるということは有効ではないかというふうには考えております。また、移住について市民の皆さんも一緒になって考えるという取り組みも、市民と協働のまちづくりという観点で

見た場合においても、良い手法ではないかと考えますので、そういった取り組みについても検討してまいりたいと考えております。

○金子委員

やはり協働のまちづくりというより、いろんなところで、いろんな市民の声を聞く仕組みというのが必要ではないかと思ひますし、また課長や部長自ら市民の方の声を聞くというような、歩いて声を聞くようなことがあってもいいのではないかなと思ひます。先ほどコミバスのカラーリングの件も、同僚委員もおっしゃってございましたけども、ほかの市でもカラーリングがすてきなところがたくさんあります。いろんな手法で考えていかれたらどうかと思ひます。市がアピールすることも必要だと思ひますけど、やっぱり若い人たちは自分がアピールしていますよね。例えば、リトリートの話もありましたけれども、こんなに飯塚ってお店があるんだよという、そこも利用していくということも考えていかれたらどうかと思ひます。

○委員長

次に83ページ、地域振興費、買物対策事業費補助金について、奥山委員に質疑を許します。

○奥山委員

次に、買物対策について伺ってまいります。先ほどコミュニティバス等で高齢化が進んでいますよという話をさせていただきましたけども、やはりこちらも少子高齢化社会が進んでいるということと、民間事業者の事業運営が厳しくなっている傾向が続いております。買物の移動手段についてですね、確保していく地域の課題が多くあるのではないかとということで、本市もそれに補助をされておりますけれども、現在は各まちづくり協議会が実施されている買物対策事業というのがありますけれども、この買物ワゴンの実態及び移動販売等について、利用状況についてお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

各地区の買物対策、買物ワゴン、移動販売につきましては、まちづくり協議会が主体となって実施いたしております。最初に、買物ワゴンにつきましては、各地区で運行内容は異なりますが、7地区、飯塚東、幸袋、鯉田、穂波、筑穂、庄内、颯田におきまして、週1回運行されております。次に、移動販売につきましては2地区、鎮西、穂波で週1回実施されております。今年度12月末までの実績につきましては、令和元年度との比較で各路線の1日当たり平均利用者数をお答えいたします。まず、買物ワゴンの状況についてでございます。飯塚東区は令和元年度は35.7人、今年度につきましては38.7人。鯉田地区につきましては、令和元年度は20.3人、今年度は17.4人。幸袋地区につきましては、令和元年度は60.2人、今年度は57.9人。穂波地区高田につきましては、令和元年度は17.8人、今年度は13.6人。筑穂地区3ルート合計で、令和元年度につきましては15.3人、今年度は14.9人。庄内地区でございますが、令和元年度は42.2人、今年度につきましては40.3人。颯田地区につきましては、令和元年度は54.7人、今年度は54.2人となっております。次に、移動販売の1日当たりの平均利用者数につきましては、鎮西地区につきましては、令和元年度は12人、今年度は9.4人。穂波地区につきましては、今年度からの実施でございますが、高田地区が11.1人、穂波東地区が18.2人となっております。

○奥山委員

前年と比べて上がっているところ、まあほぼほぼ同数か下がっている、いろんな要因があると思ひますけれども、大体10人乗りのワゴンですけれども、やっぱり30人、50人と結構使っていらっしゃる方が、大体週1回ですので、週1回の買物ではなかなか難しいのではないかなと思ひますけれども、結構利用されている方もいらっしゃるんだなというふうにわかりました。次に、買物ワゴンを実施していない地区、例えば二瀬地区、それから菰田地区など、ワゴン運行の実施について要望などないのか、また事業の見直し、また検証はされるのかどうかを伺います。

○まちづくり推進課長

買物ワゴン、それから移動販売の実施されてない4地区、二瀬、菰田、立岩、飯塚片島地区でございますが、現在のところ、直接要望はあっておりません。また事業の見直し、検証につきましては、各まちづくり協議会において調査研究、また検証され、私ども市と協議しながら見直しを行っております。来年度につきましては筑穂地区において運行ルートの見直し、また穂波地区におきまして、通年運行の検討を行っている状況でございます。

○奥山委員

検討を行っていくということですのでけれども、最後になりますけれども、先ほど申し上げましたように、高齢化が進んでいくということで、買物については誰もが必要なものでもありますし、買物に行けないということになるとやっぱり大変な問題でもありますので、寄り添っていただきたいというふうに思います。今年2月に農水省が各市町村に出した調査依頼を、昨年の10月から11月にかけて行ったものがあります。それによるとかなりの市町村が、何らかの対策を打っておりますけれども、対策により48.6%の市町村がカバーできている割合、自分の地域のカバーができている割合が30%から60%程度ですということ、残りまだ半分近くが、この対策ができていませんねというのが各市町村の回答で、農水省が調査しております。飯塚市においても、全地区でやってないところは要望がないということでしたけれども、まだまだなかなか厳しい方々もいらっしゃると思いますので、各まちづくり協議会のほうに寄り添いながらできること、また予算等をふやせばもっともっといいものになるというふうなことをお互い研究いただいて、ますますこれから5年、10年、20年、大変なことになってくるのではないかとこのように危惧しておりますので、どうぞ、もう、また研究をどんどん、次年度やっていただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:48

再 開 13:59

委員会を再開いたします。

次に85ページ、電算管理費、AI自動応答サービス利用料について、田中武春委員に質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうから電算管理費、AI自動応答サービス利用料について、何点か質問したいと思いますが、これについてはホームページやラインにおいて、市民等からの問い合わせに対し、自動回答を行うものというふうに聞いております。このことでどのような市民サービスの向上につながるのか、まずお知らせください。

○情報政策課長

AI自動応答サービス、いわゆるAIチャットボットは、メンテナンス以外につきましては、24時間、365日、質問への回答が可能となりますことから、日中に問い合わせができない方や電話して尋ねるのは気がひけるといった方の問い合わせにも、対応できるようになるというふうに考えております。また現在、ごみ分別、子育てのみとなっている対応分野を拡充することによりまして、各部署にそれぞれ問い合わせをしていただいていたご質問つきましても、一度にできるようになるということでございます。さらに、今まで職員が電話対応いたしておりました時間が減少することにつきましても期待できることから、窓口対応や事務作業に充てられる時間が多くなり、結果として、市民サービスが向上するものと考えております。

○田中武春委員

今、回答があったように24時間、365日対応ということですね。それから多分、相談窓口が、このことによってワンストップの窓口対応みたいな形でなるということ。それから、職

員が電話対応していた時間が減少をして、事務作業が市民等に振り分けられるということで、先ほど同僚の議員もちょっとありましたけれども、このことで業務量が多少でも減れば、時間外勤務が少しでも減る可能性が出てくるのではないかとこの多少の期待をしております。このことについて、市民の皆様への周知についてはどのように行うのか、お答えください。

○情報政策課長

現在、実証事業という形で行っておりまして、1月4日から公式ホームページ及び公式ラインから、サービスのほうが利用できるようになっております。実証事業の開始に当たりましては、公式ホームページのトップページバナー及び公式SNSで、広報を行ったところでございます。予算議案が可決され、4月よりの本格運用となりましたら、改めまして5月1日号の市報にて広報を行いたいと考えているところでございます。また公式ホームページ、公式SNS等による広報も継続的に行ってまいりたいと考えているところでございます。

○田中武春委員

ちょっと私が心配しているのは、個人情報の関係ですね。私もちょっとこれを開いてみました。そしたら特定の名前や連絡先などの入力はしないでくださいというふうに書いてありました。ただ人がすることですから、誤って入力することもあるというふうに思いますので、その場合、その個人情報の保護についてどのような対策を考えられているのか教えてください。

○情報政策課長

入力されましたデータにつきましては、IDとパスワードでアクセスを制限しておりまして、特定の職員しか見ることができないようになっております。また、データを取り扱う事業者につきましても、個人情報取り扱い特記事項によりまして、特定の従事者以外の者がアクセスすることができない契約となっており、個人情報の保護を厳格に行うことといたしておるところでございます。

○田中武春委員

今、個人情報の漏えいが社会問題になっている現状であります。特に今、不正アクセスの被害等も流出をする場合もありますので、ぜひ情報の保護を厳格に行っていただくよう要望しまして、この質問を終わりたいというふうに思います。

○委員長

次に85ページ、電算管理費、AI自動応答サービス利用料について、奥山委員に質疑を許します。

○奥山委員

今、田中委員が質問されましたので、ちょっとダブらないところで伺ってまいります。開始が1月4日ということですのでけれども、利用実績について、お尋ねいたします。

○情報政策課長

利用実績につきましては、1月4日から2月28日までの間で、利用者数で延べ3560人。1日当たりになりますと約64人。質問数で申し上げますと1万936件。1日当たり約195件となっております。

○奥山委員

周知なしということですがけれども、やはり使う方がふえていらっしゃるようで、私もよく使いますが、今入れた部分は回答が出てきませんで、もっと勉強してしっかり答えられるように頑張りますというのが返ってきております。これはなかなか優しいいい回答ではないかなと、何もないというよりもこういうのが返ってきますので、そのうちこれが精度が上がって、いいものになってくるんだろうというふうに思います。そういうのを市民の方も見られていると思いますけれども、市民の皆様への反応について何かありましたらお願いします。

○情報政策課長

市民の皆様から直接のご意見というのは、今のところ挙がってきておりませんが、委

員おっしゃられるように正答率がまだまだ低い状況でございます。正答に至ったというふうに申告されたものにつきまして14%、正答に至らなかったと申告されたものが17%となっております。現在、ログの精査を行いまして、正答に達しない質問について、再学習を行い、チャットボットの精度を高めている段階となっておりますのでございます。

○奥山委員

どんどん正答に達していただきたいと思います。最後になりますけれども、最終的に、このAI自動応答サービスは、どのような目標を持って行っていくのか、お尋ねいたします。

○情報政策課長

今後の目標といたしましては、先ほどから申し上げておりますように再学習を重ね、正答率を上げていくとともに、様々な分野について回答ができるようにして、市民の皆様の利便性の向上を図るとともに、電話対応の減少によりできました時間を窓口対応等の業務に集中させることで、より一層の行政サービスの向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長

次に89ページ、人権推進費、人権推進事業費について、川上委員に質疑を許します。

○川上委員

これにつきましては、資料の22ページに関連資料をいただいておりますので、まずこの説明を求めます。

○人権・同和政策課長

提出させていただいております資料22ページについて、ご説明のほうをさせていただきます。こちらのほうは資料要求のほうがございました資料で、内容としましては、上段の四角枠でくくってある部分が、部落差別解消推進団体の認定基準ということで、飯塚市部落差別解消推進団体補助金交付要綱のほうから、認定基準の部分について抜粋のほうをさせていただいているものでございます。次に、この認定基準と該当団体一覧ということでございましたので、真ん中の四角枠でくくっている部分は、現在該当をしている団体を2団体挙げているものでございます。また、最後の枠になりますけれども、こちらのほうは2009年度以降、平成で申しますと21年度以降2019年度まで、11年間分の部落解放同盟飯塚市協議会及び全日本同和会に対する補助金の交付実績額になっております。

○川上委員

2257万6千円が2つの団体合わせて予算計上されているわけですけど、それぞれの団体ごとに、人件費がどのくらいを占めるのか、比率とその内容、内訳も伺います。

○人権・同和政策課長

2257万6千円計上しております補助金の内訳ということで、まずそれぞれの各団体、今現在、部落解放同盟飯塚市協議会及び全日本同和会のほうを想定しておりますが、こちらのほうのそれぞれの人件費について、まず占める割合でございます。まず部落解放同盟飯塚市協議会が、約42.4%が来年度予算計上を行っております補助金に占める人件費の割合でございます。次に全日本同和会、こちらのほうは同じく補助金に占める人件費の割合は28.6%、その内訳でございますけれども、まず部落解放同盟飯塚市協議会の人件費の内訳ということでございましたので、部落解放同盟飯塚市協議会が専従役員給与704万円、2名分になります。それから通勤費9万1千円、保険料100万円、非常勤役員行動費36万円、これは2名分になります。合計で849万1千円が人件費になります。次に、全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会でございますけれども、支部長が年間で19万2千円、福祉部長が9万6千円、会計が9万6千円、執行役員、こちら7名おられまして、合計で33万6千円、それから監査が2名おられまして監査が年間で8千円、合計で72万8千円が全日本同和会の人件費になります。

○川上委員

その人件費は飯塚市が決めているんですか。それともそれぞれの団体が内部的に決めているわけですか。

○人権・同和政策課長

今申しあげました人件費については、それぞれの団体に決めておられるところです。

○川上委員

そうすると、その団体が人件費を払うわけだけど、その全額を市が持っているわけですか。

○人権・同和政策課長

現時点においては、全額補助でカバーができています。

○川上委員

逆に言えば、飯塚市から税金で渡している人件費以外の手にしている人件費はないということになりますね。

○人権・同和政策課長

今現在はそういう状況でございます。

○川上委員

給与あるいは活動費と呼んでいるかもしれないけれども、それ以外に会議に出れば手当がそれぞれに渡されるでしょう。執行委員会にあれば、執行委員会参加の費用弁償が払われるでしょう。そういうものを加えると、個人に渡るお金は、この2257万6千円のうち何割ぐらいになると思いますか。行動費というもので渡していくことを考えれば。

○人権・同和政策課長

今、ご質問の部分についてはちょっとまだ積算のほうをしたことがございませんので、把握のほうをしておりません。

○川上委員

それは一度きちんとして、あしたでも、答弁してもらえますか。

○人権・同和政策課長

今申しましたように、ちょっと積算をしたことがございませんもので、どれぐらいの手間と申しますか、内訳と申しますか、すぐにはじき出せるものかどうかはちょっとわかりませんので、あすの答弁ができるかどうかというのが、今この場ではっきり申しあげられない状況です。

○川上委員

人件費以外のものについても、これまでの実績で補助金を出してくださいと請求と言うか、申し込みをしてくると思うんですよ、実績で。そういう点で言えば、実績は分かるはずだから、その実績ならあした答弁できるでしょう。

○人権・同和政策課長

繰り返しになりますけど、実績ということになりますと現在出ている実績が令和元年度の部分になってしまいます。その部分を対象として、委員おっしゃられるような部分について、間違いのないようにきちんと責任を持って積算するというのがちょっと今現在では、あしたできませんと言うのが答弁できない状況です。

○川上委員

資料要求をしますから、用意をしておいてください。それから、補助金の申し込みから決定までどういうプロセスになるのかお尋ねします。

○人権・同和政策課長

補助金の申し込みから決定までのプロセスでございますけれども、まず、この補助金に該当するということで補助金の交付申請書のほうが提出されます。その補助金の交付申請書の中には、事業計画だとか役員とか、そういったもろもろの関係の資料が添付されております。その提出されました申請書のほうを、担当課のほうで内容を確認して、補助要綱に合致するかどうか、こういったところを確認した上で交付決定の手続に入るといふような流れになります。



○川上委員

補助金申請額があると思うんだけど、それは満額、いつも100%で回答を決定しているわけですか。

○人権・同和政策課長

満額というか補助申請額があった額で交付決定のほうを行っております。

○川上委員

調べていって、費目的に事業あるいは費目で認めがたいということで、これはチェックでめだということはないんですか。

○人権・同和政策課長

委員が言われるような部分につきましては、申請を行う前の段階で内容について、市のほうと協議をいただいて、その上で決定まで至っておりますので、もし今委員が言われるような部分があれば、申請前の段階で削っている状況でございます。

○川上委員

それはどういう意味ですか。例えば、今度予算計上との関係でいえば、部落解放同盟ないし同和会と事前協議をしたということになる答弁だけど、どういうことがあったんですか。

○人権・同和政策課長

すみません、ちょっとまぎらわしい言い方で。予算計上に当たっての事前協議ではなく、4月に入って、補助に該当するというので申請があった折には、申請書が提出される前の段階で、内容について、この部分は補助に該当しません、ここは補助に該当しますと、そういった内容になります。

○川上委員

それが先ほど紹介された別表なんでしょうけれど。監査から2019年に指摘を受けていることがあるけれども、これを踏まえた今回予算計上になっておるのかという心配があるわけですね。それでどういう指摘を受けて、どういう是正をしたのか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

2019年になります。これは平成で申しますと平成30年ということになりますけれども、平成30年に受けました指摘は、局長指摘事項としまして、前回指摘した補助金交付要綱の改正に至っておらず、整備を行われたいという内容で、前回指摘した内容というものが、平成28年に指摘を受けた部分で、補助金交付要綱は整備されたが、補助対象経費が曖昧であり改善されていないため、補助事業の正当性を確保する観点からも補助対象事業を明確にしてくださいという、この内容が2019年、平成30年のときにまだなおっていないので、是正されてなかったもので再度指摘を受けたということでございます。こちらにつきましては改善し、現在、遵守しているところでございます。

○川上委員

先ほど答弁で、部落解放同盟の専従幹部活動家が、部落解放同盟からもらう給与ないし報酬の支給を受ける金額は全て飯塚市の手当だと。つまり税金で全部、彼らは給料をもらっているし、それ以外はもらっていないということが答弁で明らかになりました。そういう彼らが飯塚市の審議会にどのくらい任命されて活動しているのか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

部落解放同盟飯塚市協議会さんのほうから、市の協議会や委員会のほうに選出いただいているものにつきましては、9つの協議会、委員会のほうにご参加のほうをしていただいております。

○川上委員

それ全部読み上げて、誰が入っているか教えてください。

○人権・同和政策課長

まず初めに、こちらのほうが令和2年9月14日の調査時点における協議会、委員会ということで、答弁のほうさせていただきます。まず1つが、飯塚市人権教育啓発推進協議会、2つ目が飯塚市人権教育啓発推進協議会常任委員会、3つ目が飯塚市人権問題市民意識調査検討委員会委員、そして4番目が飯塚市男女共同参画推進委員会、5つ目が飯塚市高齢社会対策推進協議会、6つ目が飯塚市総合戦略有識者会議、7つ目が飯塚市総合戦略推進委員会、8つ目が飯塚市地域福祉推進協議会、9つ目が飯塚市障がい者施策推進協議会、以上9つの委員会、協議会になります。

○川上委員

その9つの名前はわかりましたけれど、それに誰が入っているのか教えてください。すぐわかればその定数も教えてください。

○人権・同和政策課長

選出されている人数というのは、ちょっと把握はしておりません。委員会の定数のほうでいきますと、まず人権教育啓発推進協議会、こちらのほうは委員数が26名になります。次に、飯塚市人権教育啓発推進協議会の常任委員会、定数が13名になります。飯塚市人権問題市民意識調査検討委員会、こちらのほうは定数11人です。飯塚市男女共同参画推進委員会、こちらのほうは定数14名。飯塚市高齢社会対策推進協議会委員数は20名になります。飯塚市総合戦略有識者会議、委員数は15名。飯塚市総合戦略推進委員会、こちらは委員数が14名。飯塚市地域福祉推進協議会、こちらのほうが17名の定数です。そして、飯塚市障害者施策推進協議会、委員数は15名ということで、大変申しわけありませんが、冒頭申しましたとおり、選出されている人数まではちょっと把握のほうをしておりません。

○川上委員

誰がその委員会に選ばれているか、任命されているかお尋ねしているんですよ。

○人権・同和政策課長

大変申しわけありませんが、部落解放同盟飯塚市協議会さんのほうから、どういった方がこちらのほうに選出されているのかというのが、ちょっと一覧で分かるようにはなっておりませんので、把握はまだできておりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:25

再 開 14:30

委員会を再開いたします。

川上委員の今の質問に対する答弁は保留しますので、川上委員、続けて質疑をお願いいたします。

○川上委員

先ほど22ページの資料の説明がありましたけど、その3条の中に、補助の対象というものがああります。この中に対象にしてはならないというものがあるって、括弧がついています。説明してください。

○人権・同和政策課長

3条における括弧書き、運営に要する経費であって、別表に掲げる経費ということで、その運営に要する経費、括弧書きで食糧費、渉外費及び上部団体の会費に類する経費並びに市長が社会通念上適切でないとした経費を除くという部分の内容について説明をとということで認識して、回答のほうをさせていただきたいと思っております。食糧費、渉外費、いわゆるこちらのほうで言いますとやはり、食糧費と言いますと、やはり飲み食い、こういったものに該当するようなものであれば、補助対象にはそぐわないのではないかと。もしくは渉外費、いわゆる慶弔費あたりも該当するとは思いますが、こういったものをやはりその補助として見るには適

当ではない。また上部団体の会費に類する経費、これは補助金を交付している団体が、さらに上部の団体のほうに会費として納めているような経費、こういったものはやはり補助の対象としては認められないと、こういった内容でございます。

○川上委員

並びに以下をちょっと説明してください。どういうものを想定しているのか。

○人権・同和政策課長

大変申しわけありませんでした。並びに市長が社会通念上適切でないとした経費を除くということで、この社会通念上適切でないという部分でございますけれども、今現在、ちょっとこちらのほうでこれこれというふうな具体的なものは申し上げることはできません。というのが、ちょっとこれというのが、具体的にちょっと思い浮かぶものはありませんもので、一般的にやはり補助の対象として見るのが、今申しましたもの以外にも、やはり出てくるのではないかと。そういった出てくるものを一つ一つ個別にここに書き残すことができませんので、こういった書き方で網羅しているのではないかと。個別の名称についてはちょっとこれというのが今お答えできない状況でございます。

○川上委員

どうしてこういう括弧書きを入れているんですか。

○人権・同和政策課長

団体を運営する経費は、今申しました例えば食糧費や渉外費、また上部団体の会費、こういうものも含めて団体としては運営をされているところでございます。ですが、団体の運営する経費であってもこういうものについては対象にならないということは、明記しておかなくては、その括弧の前段の部分は、並びに団体の運営に要する経費というふうな書き方をしておりますので、この括弧書きがなかった場合は、全てが補助の対象になってしまう。そこでこの括弧書きを入れているという状況です。

○川上委員

過去にこういうことがあったから、監査の指摘も受けて、書き込まざるを得なくなったわけでしょう。大体こういうものもなかったんですから、そういうことではないんですか。

○人権・同和政策課長

そのところはちょっと確認ができておりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:36

再 開 14:37

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

以前そういうことがあったから、こういうふうな整理をしたのではないかとというふうなご質問でございます。この点につきましては、平成28年、監査指摘において、補助対象経費を明確にすることというふうな指摘がございましたので、この時点で指摘を受けましたことを平成30年12月に要綱改正によって対応しているという状況でございます。

○川上委員

その指摘をするに足りる事実があったということなんですよ。事実がなければ、そういう指摘するわけがないから、監査がね。そういう遠回しの工程をされました。3条の1、2、3については、前年実績に基づいて補助金請求する習慣があるようですので、前年、1、2、3についてどういうことが行われたか、どういう実績があるか、それぞれについて把握していますか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

前年実績に基づいて大体積算のほうはしているところではございますが、来年度予算計上におきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で十分な活動ができておりませんでした。そういったところから、前々年の実績に基づく中でこういったことを行われていたのかと言いますと、例えば女性支援ということで、例えば市協の女性集会、こういったものが6月にあっております。参加42名ということでございますけれども、また県連女性部長会議、そのほかで言いますと、福岡県の女性集会、その他市協の女性部代表者会、こういったもろもろの活動が行われて対象となっているという状況でございます。

○川上委員

非常にわかりにくい。だから申請が行われて補助金、補助額の決定までどういう審査をしておるかが大体想像がつくということなんですけれど。この別表に掲げる経費とするとか書いているけれど、この1、2、3が補助の対象なんでしょう。そうしたら、それを2つの団体合わせると、2257万6千円は全部この1、2、3に分かれることになりそうですでしょう。これ1、2、3に分けた数字がありますか、予算計上している分で。

○人権・同和政策課長

2257万6千円、部落解放同盟飯塚市協議会が2002万8千円でございますけれども、この1、2、3の中のまた対象経費がございますので、対象経費のほうでの答弁でよろしいでしょうか。（発言する者あり）それでは申しわけありません。要綱の1、2、3というふうに分けた部分の資料のほうはちょっとおつくりをしております。

○川上委員

それも明日、答弁するときに合わせてしてください。予算計上しているんですから。それで、市長お尋ねなんですけど、これはいつまで続けるんですか。その団体の活動家の給料を税金で全部見る。活動家の給料は税金だけですという状態、いつまで続けますか。

○人権・同和政策課長

こちらのほうについては補助金でございますので、継続と言うのはちょっと違まして、毎年毎年申請があって、その都度判断するというふうな経費になっております。

○川上委員

片峯市長、こういう制度を、こういう補助の仕方をいつまで続けるのかということを知っているわけですよ。

○市民協働部長

この補助金事業につきましては、部落差別解消を初め、あらゆる人権問題の解決に向けて、自主的な研修啓発、地域活動、福祉事業など社会的活動を行っている団体に対して、市の補完業務を行っていただいているということから認定して交付を行っている事業でございます。そういう意味で言えば、交付事業、補完事業をしていただいているということで、今後こういう部分については補助金を交付していくということになります。ただご指摘、監査からもいろいろあったということでございますが、補助金事業については、事業の公共性いわゆる必要性、公益性、そういったものも十分必要でございますし、事業の効果性、有効性、効率性、そういったものについて常に精査しながら、検査しながら、この補助金事業については継続していくということになります。

○川上委員

市長、部長は永遠に続けるというような答弁を今、したでしょう。合併からこっち、部落解放同盟を初めとするこの団体には5億円投入している。ほとんどが人件費及び活動費なんです。ビラ1枚でもまいたんですか。これから10年間の間に、幾らまた渡すんですか。また5億円ですか。20年たったら10億円ですよ。大ざっぱに言えば。これだけじゃない、NPOもあるんだから。だからいつまで続けるのかということ、サンセットというか、終期を定めるべきじゃないの。どうぞ市長答弁してください。

○市民協働部長

繰り返しの答弁になりますが、部落差別解消を初めとした人権問題の解決に向けて、市の補完的業務を行っている間、その分について、適切な事業に対しては補助金を交付するということで考えております。ただし先ほどから言いますように、補助金事業については、やはり公共性、それから効果性、そういう公益性とか、そういうような社会的にきちっとした補助金事業として実施していくということが必要でございますので、毎年、精査をしながら事業は実施していきます。

○川上委員

ほかの補助金を受け取っている団体で、市長から社会通念上適切でないと言った経費は出せませんとかわざわざ書かれているような団体はほかにありますか。これなら答えられるでしょう。片峯市長、答弁してください。

○市民協働部長

そういうことについての状況については把握いたしておりません。

○川上委員

では、それもあした答弁してください。把握して。事実の問題だから。片峯市長の責任で答弁してくれませんか、あした。市長が社会通念上適切でないと言った経費を除くなどという、ただし書き付きで補助金を出している団体がほかにあるのかということについての答弁。あしたお願いします。

○委員長

次に96ページ、交流センター費、庄内交流センター整備事業費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

96ページ、交流センター費、庄内交流センター整備事業につきまして質問させていただきます。この交流センターの整備事業を市内各所でさまざま行われているかと思いますが、こちらの庄内交流センターの分も、いよいよ来たかというふうに思っておりますが、これまで建設までにほかの交流センターもそうでしょうけれど、いろんな方との調整、非常に大変な労力を使われてのお仕事になっているかと思いますが、建設までに相当な時間とさまざまな課題をクリアされながら、ここまでこられたと思います。現時点までの経緯について、お聞かせいただけますでしょうか。

○地域振興課長

平成30年度から、近畿大学産業理工学部建築デザイン学科と、庄内まちづくり協議会、飯塚市においてワークショップを立ち上げ、現在まで検討を重ねてまいりました。その間、市民参加型のワークショップの開催や、自治会長への提案、近大生の作成した模型の展示など、できる限り住民の皆様への周知を図りながら検討してまいりました。実施設計におきましては、構造上の課題などもあり、当初のワークショップでのビジョンと全く同じようにはいきませんが、必要とされる機能は適切に反映した設計となり、今回の工事予算を提案させていただいております。

○永末委員

地域の行政だけではなく地域の方と一緒に考えていくというふうな形をとられているかと思うのですが、こちらについては特に、近くに近畿大学産業理工学部があるということで、そちらのほうの大学の力も借りながら、つくられてきたかと思いますが、そういった意味では、また新しい形で進んでこられたのかなと思います。次に、工事スケジュールについてなんですけど、今時点でわかる範囲で構いませんので、どのように考えられておりますでしょうか。

○地域振興課長

現在庄内ハーモニーということで運営しておりますが、これにつきましては9月末で一時間

鎖する予定でございます。その後10月から工事に着手予定で考えております。それまでの間に業者を決定して進めていきたいというふうに考えております。

○永末委員

9月末で一旦閉鎖して、それから半年ぐらいですかね、それで進められるというふうなことかと思いますが、その間、やはり今まで使われていた住民の方が使えないとかということになってしまいますので、可能な限り迅速な業務のほう行っていたきたいと思います。こちらの予算につきまして幾つか上がっているんですが、この工事の整備概要につきまして、簡単に構いませんのでお知らせいただけますでしょうか。

○地域振興課長

今回の工事は、庄内の交流センターと、庄内保健福祉センターハーモニーを複合化するというところで進めております。まずは、地域住民がいろいろな用途で交流ができることを意識し、オープンなスペースを設けました。その中には会議スペースなども予定しております。次に、玄関ホール部分ですが、光庭を内部空間へ改修し通路として、真っすぐに裏側へ抜けることができるように施設全体の開放感を出します。部屋の改修といたしましては、現在2階に設置しているトレーニングルームを1階に移設し、室内設備等を充実させたトレーニングルームとして改修する予定でございます。あと全体的な改修ポイントでございますが、屋根の全面改修、空調設備の全面改修、給排水管の全面改修、電気のLED化など各種更新を実施いたします。最後に、複合化により不足する部屋を確保するために、裏側車庫を多目的室として改修し、利用する部屋が不足しないように考えております。

○永末委員

それでは最後、要望で終わります。これだけの予算計上を庄内地区で行っていただきまして、ありがとうございます。今回の改修は、庄内地区の地域拠点を確立しまして、地域の核をつくるという意味で、将来の発展を考える上で大変に重要な事業ではなかろうかというふうに考えております。改修工事後にはリニューアルされたこの場所が、地域住民にとって活気あふれる交流の場として、本来の意味での地域拠点になることを強く願っております。工事までに費やしたワークショップなどを通じ研究した期間も、かなり長期に渡っておるように聞いております。十分な研究がなされたのではないかと思います。そういったことから、住民の方の期待というのはかなり大きいものではないかと考えますので、ぜひともしっかりと改修工事のほうをお願いしたいと思います。また私は、今回の予算を単年度の消費と考えるのではなく、未来につながる投資予算だと考えなければならないと強く感じております。つまりは、今回の事業がしっかりと周辺地区に波及していくようなものにならなければならないと思っておりますので、そういう意味でも、地域の価値が、ますます高まるような提案も私のほうからも今後行っていければと考えておりますので、あわせてご検討のほどよろしく申し上げます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:53

再 開 15:04

委員会を再開いたします。

次に96ページ、諸費、自治会運営事業費について、光根委員に質疑を許します。

○光根委員

本日、初めての発言となります、光根でございます。よろしく申し上げます。96ページの自治会運営事業費、1億4837万6千円についてお尋ねいたします。まず行政協力員等謝礼金、これがほとんどでしょうけれど、1億3419万1千円ということで、行政協力員等とありますけども、これについてご説明をお願いします。

○まちづくり推進課長

行政協力員等と言いますのは行政協力員が自治会長でございます。また行政協力補助員が隣組長という形で飯塚市のほうから、それぞれ委嘱をさせていただいております。

○光根委員

人数がわかりましたら、お願いします。

○まちづくり推進課長

行政協力員が現在278名、自治会長ですね。それから行政協力補助員、いわゆる隣組長様が予算計上上2874名となっております。

○光根委員

では、その地域の行政協力員及び行政協力補助員に対しての謝礼金について、積算根拠をお願いします。

○まちづくり推進課長

1カ月分の積算でお答えさせていただきます。行政協力員の謝礼金につきましては、均等割1万500円に、世帯割といたしまして市報配布世帯数に98円を乗じた分を加算して算出をいたしております。また行政協力補助員の謝礼金につきましては均等割830円に、世帯割として資料配布世帯数に54円を乗じた分を加算して算出いたしております。

○光根委員

自治会の加入率についてですけど、現在278自治会があるということですが、地域の様々な課題解決のためにもこの自治会の存続は重要な課題と考えます。存続のためには自治会への加入世帯を増加させるとともに、加入世帯の脱退を抑え、加入率を上げていく必要があると思いますが、まずは本市の自治会加入率について、お尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

令和2年9月末、現在におきまして総世帯数6万2652世帯のうち自治会加入世帯数は3万5992世帯でございます、加入率としましては、57.4%となっております。

○光根委員

今後の事業の在り方についてですけれども、高い加入率の地域もあれば低い加入率もあると思いますけれども、この地域の基盤となる自治会の存続は大きな課題であると思います。自治会の加入促進について対策や取り組み等がありましたらお願いいたします。

○まちづくり推進課長

現在、各自治会におきましては、自治会長様自らが転入・転居者のご自宅を訪問され、自治会加入についての丁寧な説明を行っていただいております。また、全自治会に自治会加入促進ののぼり旗を配布いたしまして、公民館等、地域の目につく場所に設置をし、啓発活動を行っていただいております。市役所におきましても、市報やホームページの活用、チラシ、ポスターの掲示などにより、自治会活動の周知と加入のお願いを行っております。また今年度につきましては、集合住宅向けのチラシを作成いたしまして、宅建協会にもご協力いただき、配布をいたしております。来年度につきましては、加入率の低い自治会におきまして、加入促進のモデル地区として選定いたしまして、重点的に加入促進の取り組みを連携して行い、検討検証しながら、自治会の加入促進あわせまして自治会運営に対しての支援を行っていきたいと考えております。

○光根委員

自治会につきましては、任意団体であるということで、また加入の義務がないこともありまして、また同じく高齢化によることや、また一部不要論などもあります。全国的にも加入率が低下しているということで、運営自体もままならないという地域もありますけれども、この自治会は地域の防犯防災の観点から見たときに非常に重要な組織であります。今後、自治会の統廃合や自治会の区割りの見直しなども考えていく必要があるのではないかと思います。また、自治会加入促進の支援も含め、各自治会の意見を十分にお聞きして寄り添った支援を行ってい

ただき、地域のコミュニティを維持していただくことをお願いいたしまして、この質問を終わります。

○委員長

次に97ページ、諸費、老朽危険家屋等解体工事について、吉松委員に質疑を許します。

○吉松委員

老朽危険家屋解体撤去補助金について、お尋ねいたします。この件については、同僚委員のほうから資料要求がっておりますので、確認になりますけれども、この補助金は何年度から実施しているのか、お答え願います。

○建設政策課長

飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金交付要綱を平成24年12月7日に制定し、平成25年度から実施いたしております。

○吉松委員

次に、過去3年間の執行状況及び本年度の執行状況を教えてください。

○建設政策課長

平成29年度につきましては、予算額750万円に対しまして、決算額566万8千円となっており、補助金交付件数は12件でございます。平成30年度につきましては、予算額750万円に対しまして決算額593万8千円となっており、補助金交付件数は同じく12件でございます。平成31年度につきましては、予算額1千万円に対しまして決算額889万2千円となっており、補助金交付件数は21件でございます。なお令和2年度につきましては、令和3年2月末現在となりますが、予算額1千万円に対しまして執行額911万6千円となっており、補助金交付件数は20件となっております。

○吉松委員

令和3年度は何件分を想定して計上しているのか教えてください。

○建設政策課長

令和3年度につきましては、上限額50万円の20件を想定し、予算計上させていただいております。

○吉松委員

最後に、対象者の要件について教えてください。

○建設政策課長

飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金交付要綱により、現存する老朽危険家屋の所有者等で市税の滞納がない者及びその者から解体の委任を受けた者のいずれかに該当する方となっております。

○吉松委員

空き家は個人の財産であるということから、原則、所有者が対応すべきものと私は認識しておりますけれども、ただし解体があっては相当費用がかかるということがありますので、本補助金を活用する場合は漏れないように、所有者への周知徹底を図ることを要望いたします。

○委員長

次に97ページ、諸費、空家等対策事業費について、光根委員に質疑を許します。

○光根委員

今、吉松委員が言われましたのと、先日の一般質問で同僚議員が質問されてますので、この部分は取り下げさせていただきます。

○委員長

次に97ページ、諸費、空家等対策事業費について、江口委員に質疑を許します。

○江口委員

財産管理人についてお聞きいたします。以前、市のほうは2016年12月9日の本会議一



般質問にて、兼本議員の一般質問に対し、この財産管理人に関しては、選任のメリットが極めて少ないという答弁が一旦あっております。ただ、今回改めて出て来ているということは、そこにまたメリットを見出したのかなと思いつながらお聞きいたします。まず、この制度について、制度の概要についてお聞かせください。

○建設政策課長

財産管理人制度は、誰もが管理処分できない財産に対しまして、財産管理の必要性を利害関係人が管轄の裁判所に申し立てを行うことができます。財産管理人が選任されれば、財産管理が可能となる民法上の制度となっております。なお管理人制度には、相続財産管理人制度と不在者財産管理人制度があり、財産の管理には土地の任意売却や建物解体といった処分行為が含まれております。その他、地方自治体の空き家対策における活用事例といたしましては、相続人全員が相続放棄したことで、相続人不存在となった特定空家等に対しての略式代執行を実施した後、執行者が利害関係人となり、相続財産管理人制度を活用して、跡地売却などを行えることにより、費用等の回収ができるなどの利便があります。

○江口委員

次に、本制度の実施に当たり、要求した予算の概要、内訳についてお聞かせください。

○建設政策課長

管轄の家庭裁判所に申し立てる費用として、財産管理人選任申し立て手数料の1千円、申立書提出後に後日、家庭裁判所の請求により納付をいたします予納金としての50万円でございます。

○江口委員

活用実績がございますか。

○建設政策課長

今のところ、本市における活用実績はございません。

○江口委員

では来年度、予算計上してあるわけですが、実施予定はございますか。

○建設政策課長

現時点におきましては、活用予定はございません。ただし、令和元年度、菰田3丁目地内におきまして、所有者の一部が不明でございます特定空家等に対しまして、略式代執行を実施しており、現在、確認ができております所有者2名に対しまして、要した費用の請求を行っておりますが、現時点での納付がなく、対象物件は相続登記もなされていないため、今後2名が相続登記を放棄することも考えられます。その際には、所有者が不存在となり、跡地が中心市街地に属し、土地の利便性も高いと思いますことから、本制度を活用して、要した費用の回収を行いたいと考えております。

○江口委員

もともと空き家の適切な管理は、第一義的には所有者等が自ら行うのが原理原則であります。しっかりとやっていただきたいことと、それとあわせて、この空き家の解体の補助金、交付に関しては何ら条件をつけていないというのが現状であります。しっかりと資産が持っておられる方々にはその資産を活用していただく、そのことも求めて、質問を終わります。

○委員長

次に98ページ、諸費、自治会活動感染対策補助金について、土居委員に質疑を許します。

○土居委員

自治会活動感染対策補助事業、474万2千円についてですが、自治会の皆様におかれましては、コロナ禍において地域での活動や事業の自粛を余儀なくされ、その中で地域活動を継続していくことは大変ご苦労されているところだと思います。そこで自治会活動感染対策補助事業費について、具体的な内容をお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

自治会活動感染対策補助事業費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する取り組みを講じております自治会の活動継続を支援することを目的として交付する補助金でありまして、各自治会からの申請に基づきまして、1万5千円の均等割額に1自治会当たり200円に隣組長数を乗じて加算した額を上限額として交付するものでございます。

○土居委員

それでは、この補助金の対象となる経費にはどのようなものがありますでしょうか。

○まちづくり推進課長

例えば、自治会での感染症対策として購入されましたマスク、ハンドソープ、消毒液、ビニール手袋などの消耗品のほか、換気のためのサーキュレーターや空気清浄機などの備品につきましても対象といたしております。

○土居委員

コロナ禍で、自治会も大変苦勞されてあると思います。地域コミュニティの基盤となる自治会活動を維持していただくためにも、今後も感染対策を講じ、自治会としての地域活動が継続していけるよう、寄り添った支援をお願いして、この質問を終わります。

○委員長

次に101ページ、賦課徴収費、市税等催告業務委託料について、田中武春委員に質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうから101ページ、賦課徴収費、市民税等催告業務委託料について、何点か質問したいというふうに思います。まず民間に委託をするという考え方なんですが、この業務委託の概要について少しお知らせください。

○税務課長

委託の概要ですが、市税及び国民健康保険税の現年度のみ滞納者に対して、催告業務経験のある民間の会社より、電話オペレーター、それから訪問催告員により、そのノウハウを生かしたきめ細かな電話催告、訪問催告等の初期納付勧奨を行います。現年度のみ滞納へのアプローチをふやすことで、滞納処分に至る前の納付を増加させるのが目的でございます。

○田中武春委員

現年度のみですから、1年間だけかな。大体平均が25%あるということですがけれども、数的にはどれぐらいあるかわかりますか、今現状、数字とか。

○税務課長

概算でございますけれど、1万5千件ほどございます。

○田中武春委員

1万5千件ですね。多いですね。では委託の具体的な内容について、もう少し詳しく教えてください。

○税務課長

委託先が業務経験を有する者に、現年度分の滞納者に対する電話催告、文書催告の作成、発送。また訪問催告等の事務を行わせるものです。原則、市の開庁時間と同様でありますけれども、昼間及び平日に接触をとれない対象者もいらっしゃいますので、毎週木曜日は午後7時まで、月2回の休日対応も実施いたします。なお人員配置については、管理者1名、副管理者1名、電話オペレーター2名、訪問催告担当2名の計6名を予定しております。

○田中武春委員

これをやることについての効果については、どういうふうに考えられているのか、お答えください。

○税務課長

早期の催告を行うことで、現年度課税分の自主納付の増加が見込まれます。納付に応じない滞納者に対しては、これまでどおり職員が対応いたしますが、職員は現年度のみ滞納者に関する業務が軽減されます。その分滞納繰越がある方に対して事務を集中することが可能となり、滞納繰越分の税収の増加も期待することができます。

○田中武春委員

こうした市税等の催告業務等を委託している近隣の類似市でもいいのですが、状況がわかればお伝えください。

○税務課長

県内の人口10万人以上の自治体を対象に、令和元年11月に調査を行っておりますけれども、福岡市、北九州市、久留米市と大野城市が実施しております。このうち政令市以外の2市については、職員数は本市と同程度ながら、この業務に相当する部分を別に嘱託職員等を雇用して実施していたものを、委託に切り替えて実施することで徴収率が上昇しており、委託直前の状況が、現在全て職員で実施しております本市の状況と異なりますので、単純に比較はできませんけれども、一定程度の収納率の向上が見込めるものと考えております。

○田中武春委員

そうですか、一定程度の収納率が上がっていることですね。本市は今職員でやっているから、対比ができないということで、期待しておきます。あと一番不安に思っているのが民間ということなので、その委託による市民の個人情報がいかに保護について、どのように考えているのか、お答えください。

○税務課長

本業務は納税義務者の重要な個人情報を取り扱うため、個人情報の取り扱いに関する特記仕様書を遵守するよう定める予定でございます。また受注者は、情報セキュリティマネジメントシステムの認証、またプライバシーマークを取得した業者としております。仕様の内容については、責任体制の整備、受注者による業務従事者への個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識向上の教育の実施、個人情報を第三者に漏らしてはならない守秘義務の徹底、受注者が仕様書違反による損害を与えたときの損害賠償などを記すこととしております。本市としても、個人情報につきましては細心の注意を払い、受注業者と連携を図っていくつもりでございます。

○田中武春委員

ぜひ、よろしく願いいたします。本市においても、コロナ禍の中で、市税及び国民健康保険税の滞納者も増加する環境ではないかなと思います。滞納者へのアプローチをふやすことは、当然必要というふうに考えます。他市においても、委託に切りかえて収納率が上昇しているようなので、十分注意をしながら進めたいと思いますが、個人情報の保護、守秘義務の徹底について、細心の注意をしていただくよう要望しながら、この質問を終わりたいというふうに思います。

○委員長

次に102ページ、賦課徴収費、財産管理人選任申立予納金について、吉松委員に質疑を許します。

○吉松委員

財産管理人選任申立予納金について、質問いたします。この制度は新しい制度ですが、この内容について、ご説明願います。

○税務課長

相続人、または所有者不存在であることが判明した場合に、当該財産の管理及び生産を主な目的として、利害関係人等からの申し立てにより、家庭裁判所が相続財産を管理する管理人の選任をする民法第952条に規定されておる制度でございます。管理人には、通常弁護士や司

法書士が選任されます。当市として、利害関係人として、財産管理人制度を活用し、納税義務者が死亡し、未納となっている税金を回収するものであります。

○吉松委員

この制度について、よくわかりました。ではこの取り組みによって、どのような効果があると期待をされておりますか、お答え願います。

○税務課長

効果といたしましては、租税・債権の回収、それから不動産の売却などによる新規所有者からの納税、それから空き家、空き地などの解消などが見込まれると思っております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

101ページの市税等催告業務委託料1493万9千円について、お尋ねします。事業の概要は、前2人の委員の質問で、かいま見ることができましたけども、この導入に至る意思決定、意思形成はどのようにされたか、お尋ねします。

○税務課長

現在行っております業務の中で、徴収率を向上させるということで、いろいろ手を考えておる中で、他市の状況等を見ていく中でこういうふうなものを選定したということになっております。

○川上委員

その他市というのはどこか、お尋ねします。

○税務課長

まず調査そのものを行ったのは、人口10万人以上の県内の都市でございます。そのうちに直接見に行っているのは、久留米市と大野城市ということになります。

○川上委員

久留米と大野城市、どういうことがわかったんですか。

○税務課長

基本的には、どういうふうな時間帯で運用しているかとか、どういうふうな形態で行っているかと。実際にやっている業務の内容についての直接の意見を聞いております。

○川上委員

誰から聞きましたか、それぞれについて教えてください。

○税務課長

久留米市の税務担当の次長です。それから税収納推進課の課長、それから同課長補佐。それから、久留米市健康保険課の保険料主幹、それから保険料収納チームの方です。それから大野城市については、総務収納課の係長となっております。

○川上委員

それはレポートがきちんとあるんですか。

○税務課長

復命書が存在いたします。

○川上委員

大野城と久留米、それぞれ実績を年度ごとに調べていますか。こういうような仕様書で、それはこの会社が受けたと。幾らとかいうのがわかっていますか。

○税務課長

大野城のほうからは資料をもらっておりませんが、久留米のほうからはもらっております。

○川上委員

経過的に導入からどういうふうな業務が拡大してきたか、それに伴って委託料が拡大してき

たか。相手はどこかということとはつかんでいるんですか。

○税務課長

詳細なスケジュールまでは聞いておりません。それから契約先については、その時点で行っているところについては聞いております。大野城市がアイ・シー・アール、久留米市もアイ・シー・アールというところですよ。

○川上委員

そのアイ・シー・アールは、全国的にどのくらい展開しているか把握していますか。

○税務課長

あくまでも、これはホームページでしかわかりません、ホームページで分かる範囲ですと、具体的に件数は出ておりませんが、1975年からずっと関わっておりまして、それから事務所をずっと全国展開しております。

○川上委員

1975年以前は何をしていたんですか。

○税務課長

それ以前につきましては、ちょっとホームページにございませんので、私たちもそこは把握しておりません。

○川上委員

書いてあるじゃないですか、アイ・シー・アール、ホームページに。自分たちがどういう履歴かというのは。

○税務課長

ホームページの中身だけで言いますと、先ほど言われましたようにもともとは大手クレジットカード代行会社で、裁判所執行官とともに滞納者のもとに出向き、執行立ち合いの業務を担っていたということです。途中でアイティフォーという会社と連結をしております。

○川上委員

その会社、大手クレジット会社の取り立て業務をやっていたんだけど、大手クレジット会社はどこか知っていますか。

○税務課長

そこまでは、ちょっと把握しておりません。

○川上委員

県下60自治体、自治体としては60あるんだけど、県行政のほうもあります。この60の中でこのように催告業務を民間に委託しているところは、どのくらいあるんですか。

○税務課長

私たちが把握しているのは、人口10万人以上のところだけでございますけれども、民間委託を行っているのは4市でございます。民間委託を行っているのは4市です。これは福岡、北九州、久留米、大野城です。

○川上委員

福岡市はかつてから税務課と言うかどうかかわからないですけど、その業務の一部を委託して、消費者金融、サラ金会社から展開したところに委託したことがありますよね。それで全国的には、1700を超える自治体、公共団体があるけれど、どういう状況ですか。

○税務課長

申しわけありませんけれど、全国的な数字はつかんでおりません。

○川上委員

いや、どうしてですか。

○税務課長

実際にこの業務を検討するに当たりましては、基本的にはやっぱり近隣の市町村、同程度の

市町村を調べるのは、まずそれを一般的にやっている部分でございます。そこである程度数字として、自分たちの目的が達せられるかどうかという数字がある程度つかめておりますので、そこで一応調査は、もうそれ以上特に進めてないということです。

○川上委員

小泉純一郎さんか、竹中平蔵さんとか登場する時代に市場化テストだとか言って、公務を民間に開放していったって、竹中平蔵さんが深く関与したというか責任者というか、パソナというところが、そういう一つの事業の中で国のそういう改革というか、市場化テストの中で公務労働を市場、民間に渡すというやつをどんどんとっていたということが幾らでも報道されていますね。この業務については、国は何と言っているんですか。

○税務課長

地方税法に明確に規定しております徴税吏員しかできないことについては、当然委託は禁止しております。ただ明確に禁止をしていないことまでは確か禁止をしていないので、この業務の推進に当たっては、積極的に活用すべきというふうなことでございます。

○川上委員

それはいつごろから、どういう形で押し出してきたんですか。

○税務課長

最初は平成17年の文書で、ちょっと手元に17年は持っておりませんが、その後に平成19年に「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」という文書が出ております。

○川上委員

平成13年の4月から調査開始をしたと言っていますね、総務省が。そして14年8月に海外調査に行ったと。どこに行ったんでしょうかね。聞いていますか。

○税務課長

申しわけありませんけど、そこは把握しておりません。

○川上委員

平成16年8月に規制改革民間開放推進会議で議論している。そして同じく16年11月には市場化テストの提案をしてきている。そして17年の4月に総務省、都道府県へ通知が来ている。それで、先ほど県下60の中で8つだけを調べて、そのうち政令市2つと久留米と大野城がやっているということなんだけど、なぜそこだけ調査に行ったんですか。大野城と久留米だけ。やったところだけ、なぜ調査に行ったんですか。

○税務課長

これは導入を目的としておりますので、実際に実績があるところに行くというのが目的でございます。

○川上委員

税行政だから、公正さというのは当然要求されるではないですか。基本は公務なんだから。徴税吏員がする仕事はしませんとか言うけど、その周りのものだって税務行政でしょう。それを加えて徴税行為になるわけだから。だから、あえて難しいところを国が、先ほど言ったような人たちが無理やり剥がして、これなら何とか市場化、民間で金もうけをしてもらえるようなふうにならないかということではなかったのですか、これは。それから言えば検討したけれど、実施しなかったところ、飯塚市でもこれまで通知が出てもやっていなかったんだから。だから、やっているところだけを調査に行って、やっていないところを調査していないというのは、公正な税務行政をやるという立場から言えば、根本から姿勢が問われるのではないかと思うけれど、なぜ調査に行かなかったんですか。国の流れもわかってないし、どういうことですか。

○税務課長

これは導入するかしないかということで、一応導入をするという前提のもとで話をしております。

ますので、導入したところに実際にどういうふうなことが考えられたかとか、そういうものを当然聞きに行くのは当然のことだと思っております。ですから、その部分で調査を行ったということでございます。

○川上委員

質問の趣旨がわかってないと思うんです。税金は取り立てればいいというものではないでしょう。誰か前の総理大臣が税金を吸い上げるとかいう発言をして失笑を買っていましたけれど、税金は納入してもらいものなんでしょう。取り立てるものではないでしょう。そうしたら、公正な税務行政が納税者憲章と言うか、納税する側の立場に立った税務行政がきちんとされないといかんでしょう。そうしたら、自分たちが思いついたことが正しいかどうかも含めて、ほかの自治体では選択してないというところが圧倒的なんだから。それをあえてやろうと言うんだったらやってないところに調査に行くとか、当たり前のことだと思えます。

それで、決めたんだから調査に行くのが当たり前だと言われたんだけど、私はさっき、どういう経過で決めたかと聞かなかったですかね。決めるまでのところのお話を聞かしてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 47

再 開 15 : 59

委員会を再開いたします。

○税務課長

まず民間委託を検討するに至りましたものですがけれども、まず電話催告、訪問催告をきちんとやっていくことで直接協議する機会がふえます。滞納者の納税意識の向上と自主納付の増加ということを考えました。当時、考えたときというのが、当時と言うか、今この業務の提案に至っている状態で、そのときの状況を話しますと、市税の徴収率は県内平均を少し下回っております。それに関して、やっぱり上げていかないといけないということで、実際に上げている久留米とか大野城のほうを尋ねますと、やはりその民間委託に切りかえてふえているということがありまして、それで課内でまず検討いたしまして、それから、これを予算化するに当たりまして、部長を通して市長決裁という形になっております。

○川上委員

徴収率を上げる、数字を上げるためだけの発想で、委託をやりたいと思ったわけですか。

○税務課長

実際にはそれだけではございません。土曜日、日曜日とかの対応もできますし、それから今、実際に私たちが行っております滞納整理の業務、これにつきましては、やはり調査とかにものすごく時間がかかります。それで働き方改革等も考えると、やはりどうしても切り離せる部分については、そちらを切り離して、私たちは実際に手のかかるほうに集中できるというのが最大の目的でございます。

○川上委員

堺市の例を調べていますか。

○税務課長

堺市については調べておりません。

○川上委員

最初は現年度だけで、市税だけだったでしょう。調べてないならわからないよね。それが今どのようなになったかと言うと、国保も含まれます。それから過年度も対応していきます。それから保育料も対象にします。大体、例えばアイ・シー・アールとかは、NHK受信料とかも対応しているんですからね。それから年金関係もやっているんでしょう。だからものすごく利潤追求型のこういうところが、先ほど言ったような数字ですよ、が公務労働の中で肥大化して、堺

の場合で言えば、最初は何人だったのかな。平成17年に5人で出発しているんですよ。市税、現年滞納10万円未満を対象に納付勧奨を開始ですよ。今もう、どんどんどんどん、ほぼ毎年業務拡大して平成25年の数字しかないけれど、体制24人と15人で、39人でやっていますよ。こうなってくると入り口はこんなふうだけど、あなた方は業者の要求にもこたえながら、事業を拡大していくように考えているわけではないのですか。

○税務課長

そこまでの考えはございません。

○川上委員

相手は当然考えていますよ、当然。だんだん言ってきますよ、飯塚市さん、こうしたらどうですか。利潤追求だから。税金を取り立てて利潤を追求するという仕事でしょう、厳しく言えば。それで一番最初にこれを思いついたのがよくわからない、さっきの説明では。こういう仕事をしている会社、あるいは個人から接触を受けて、アドバイスを受けたりはしないのですか。

○税務課長

それはありません。

○川上委員

これは片峯市長に対する質問なんです、本来。課長とか係員にそういうことをするわけがない。だからちょっとこれは、あした、片峯市長に答弁してもらいたいと思います。国でちょうどね、東北新社とか、NTTとかいうこともあるでしょう。だから、今までと違ったことが起こるときに、透明性だとか公正性が確保されているということを、市の指導部が自ら証明しなければならんと思うわけです。ですからあした、市長から答弁してもらいたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はないですか。

○江口委員

73ページ、財産管理費、穂波庁舎改修事業費について、お聞きいたします。資料のほうを出していただいておりますが、今回の庁舎改修を見て、ぱっと頭に浮かんだのがキッザニアなんです。キッザニアに関しては非常に商業的にも成功していて、子どもを連れて行きたいと思うような状況にあるんですが、では今回、市が立ち上げる部分が果たして本当にうまくいくのか、どうなんだろうというふうなことを考えたときに、ちょっと疑問が残る部分があります。もう一つ、キッザニアと一緒に頭に浮かんだのが、私のしごと館というやつなんです。覚えておられる方おられますか。それこそ税金の無駄遣いと言われた、580億円ぐらい使われたという施設なんですけれど、このようになってはならないわけです。今回の試みに関しては、趣旨としては非常に面白いと思うんですが、本当にうまくいくのかどうか、ちょっと心配がございますので、お聞きいたします。まず、この施設に関して、先行自治体のお話がありました。改めてどこなのかというのをお聞かせいただきたいのと、それとそれぞれの都市でできた経緯についてお聞かせいただけますか。また、費用、財源等について、あわせてお答えください。

○生涯学習課長

先進地の自治体事例につきましては、まず東京都品川区の義務教育学校品川区立品川学園、それからこの品川学園のほうは、2003年5月にスチューデント・シティを開始いたしまして2005年5月からファイナンス・パークを開始しております。続いて、京都府京都市の京都まなびの街生き方探究館につきましては、2007年1月にスチューデント・シティとファイナンス・パークを同時に開始しております。福島県いわき市のいわき市体験型経済教育施設エリムにつきましては、2014年4月にスチューデント・シティ、ファイナンス・パークを



同時に開催しております。最後に宮城県仙台市仙台こども体験プラザエリムにつきましては、2014年8月にスチューデント・シティ、ファイナンス・パークを開始しております。なお、財源については、私のほうで今、把握している限りでありますけれども、京都市のほうでは、地元企業のほうから当初寄附があっているというふう聞いております。いわき市と仙台市につきましては、東北震災の後にカタル基金という、カタル国のほうからの基金がありまして、その基金を原資に整備したというふう聞いております。

○江口委員

仙台といわきについてはカタルの基金、大きな寄附があったと。また京都府京都市に関しても、地元企業からの大きな寄附があってスタートした。品川に関しては、御存じのように、非常に豊かな自治体であるということを見ると、では飯塚市でうまくいくのかなというところが気になるわけですが、令和3年度の予算については出ているわけですが、令和5年度から事業開始というふうな形になっています。トータルのイニシャルコスト、初期費用としてどの程度かかるのか。あわせてランニングコスト、先ほどライセンス料年間100万円という説明がございましたが、それ以外のものを含めたランニングコストについては、どのようになるのかお聞かせください。

○生涯学習課長

まず午前中に、金子委員のほうからご質問いただいて、答弁のほうを差し控えさせていただいているところですが、全体の施設整備にかかりますところから答弁させていただきたいと思います。あくまでも令和4年度、令和5年度以降の費用については、現時点での試算、概算になりますので、ご容赦願いたいと思います。まず、令和3年度が現在計上しております建物の改修費用として、1820万円を計上させていただいております。令和4年度におきましては、約2800万円弱、概算です。それから、令和5年度については、事業運営費と一部ここで環境整備費用もかかってきますけれども、1500万円弱。全体としては、6200万円ほどの概算ですが、経費が必要になってくるのではないかと、現時点で試算しております。なお、令和6年度以降については、さらにランニング費用は若干目減りする形で6年度以降は、試算をしているところでございます。

○川上委員

申しわけない。生涯学習課長から、先ほど金子委員の質問には答弁しないけれども、江口委員の質問に答弁しますという前置きで、今答弁があったんですかね、ちょっと確認します。

○生涯学習課長

午前中の答弁で答弁の中で回答を差し控えさせていただくことにつきましては、おわび申し上げます。

○川上委員

そんなおわびで済むわけがないでしょう。課長のおわびで済むような話ではないでしょう。同一委員会で、しかもきょうの話ですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:11

再 開 16:18

委員会を再開いたします。

○教育部長

大変申しわけございませんでした。午前中の金子委員の質問につきましては、生涯学習課長は、詳細な金額を求められたものというふう判断をいたしまして、答弁を差し控えてしまいましたが、ただいまの江口委員の質問は、概算でということで、そういう判断をいたしましたので、答弁をした次第でございます。決して、金子委員には答弁をせず、江口委員にだけ答弁

をしたというわけではございませんので、そのこのところ、何とぞご理解をいただくとともに、この場をお借りいたしましたして、陳謝いたします。大変申しわけございませんでした。今後このことがないように、厳しく指導をしております。申しわけございませんでした。

○委員長

議事を進行します。江口委員、どうぞ。（発言する者あり）進めます。江口委員どうぞ。

○江口委員

先行自治体、そしてイニシャルコスト、ランニングコストについてお聞きいたしました。イニシャルコストで6千万円前後、そしてランニングコストに関しても5年度が1500万円でこれが運営事業費も含むということでしたので、これよりもいかない部分が6年度からかかるというお話でしたので、1千万円から1500万円の間なのかなと思いますが、他方で、この資料を見ていると、実際にはブースに協力企業が入ってもらわなくてはなりません。この協力企業については、決定が令和4年度というふうな形になっております。協力企業が支払う経費、イニシャルコスト、ランニングコストがどの程度になると想定しているのか。そしてまた、この決定については、令和4年度となっておりますが、実際に事業に着手して、協力企業が入らなかったとなると、それこそ本末転倒となってしまいます。これに関しての見込みはあるのかどうか。見込みというか、これについてはおおよそ合意がとれているのかどうか、その点いかがですか。

○生涯学習課長

ジュニア・アチーブメント日本のほうで登録されてあります支援企業が70社ほど現在ございまして、品川のほうでは入ってらっしゃるブース、出展企業では、まず株式会社SMB C信託銀行、株式会社NTTドコモ、株式会社産業経済新聞社などが入っていらっしゃいます。スチューデント・シティ、京都まなびの街生き方探求館のほうではセコム株式会社、株式会社ローソン等が入っていらっしゃいます。仙台子ども体験プラザエリムでは、同じくセコム、ゼビオホールディングス株式会社、株式会社ローソン、いわき市体験経済教育施設エリムでは、株式会社いわき民報社、株式会社東邦銀行、株式会社日本ビューレットパக்கード、株式会社ハニーズホールディングス等が参入されております。出展企業の調整につきましては、令和3年度から公募を開始しながら、またジュニア・アチーブメント日本の支援企業や本市と連携協定を締結している企業及び地元企業から募ることを予定しております。先ほど質問委員のほうからもご心配いただいております企業の誘致と言いましようか、募集につきましては、今後ジュニア・アチーブメント日本及び商工会議所との連携を図りながら、協力いただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、趣旨を丁寧に説明し、企業のご理解と協力を得てまいりたいというふうに思っております。企業におかれましては出展されますブースの費用につきましては、一律ではございませんで、企業ブースが設置する内容等によりまして金額はさまざまでございます。京都市の例によりまして、50万円から500万円程度、企業によって内装の償却資産等を入れられて整備したところは、もうばらばらでございます。なおランニング費用については、現時点ではまだ不明でございます。

○江口委員

企業としてもかなりの費用がかかる状況にあると思っております。また現在のこの不安定な状況の中、出てこようという決断ができる企業がどれだけあるのかに関しては、ちょっと不安が残ります。そしてまた先ほど言われました、紹介いただきました4自治体の入っている企業なんですけれど、かなり大きな企業、大規模の企業が多いですね。京都、品川ですよ。企業としては出ていくメリットがいっぱいあるわけですよ。片一方で、震災の後の復興支援として、いわきと仙台、仙台自体も大きいところなんですけど、そういったところに出ていく企業、ではそれが飯塚に出てきていただけるかどうか、本当に出てきていただけたら本当にありがたいのはありがたいんですが、そのこの部分の確認をとらずに着工するのはいかがなものかと心配を思

わずにはられません。続けてなんです、今、イニシャルで6千万円程度、ランニングで1千万円前後ぐらいかかるというわけなんです、これらの費用についてはどこから捻出するのか、何かここを削ってやるんだよというのがございましたらお聞かせください。

○生涯学習課長

現在、これまで取り組んでおりましたお仕事スタジアムという事業、学校教育課とそれから商工会議所のほうで実施しておりました事業がございます。この分について発展的に解消するとともに、今回の新たな事業を導入するような形をして進めてまいりたいというふうに考えております。

○江口委員

では、お仕事スタジアムの予算規模はどの程度ですか。

○生涯学習課長

お仕事スタジアム等を含めたところで約540万円、現在事業経費がかかっております。

○江口委員

そうすると、やっぱりそれでは足りないわけですね。その点しっかり考えなくてはならないと思います。こうやってつくる施設なんです、年間の使用日数、どの程度になりますか。

○生涯学習課長

経済体験教育にかかわります、単純に積算します開催日数については、約35日程度を見込んでいます。

○江口委員

年間35日ということですが、そのうち中学校分はどの程度になりますか。

○生涯学習課長

中学校で実施しますファイナンス・パークの経済体験学習プログラムにおきまして、16日を試算しております。

○江口委員

スチューデント・シティについては、実際の購買とかの体験とかいうふうなことを考えると、実際の店舗があったほうがやりやすいというのは分かるんですが、片一方でこのファイナンス・パークのほうに関しては、生活設計能力を身につける部分ですね。それこそ代替手段があるのではないかと思うわけですが、この点について、そういった検討、スチューデント・シティの分も含めて、代替手段についてどのような検討がなされたのかをお聞かせください。

○生涯学習課長

経済教育の観点においては財務省、日本銀行、金融庁等が提供しております漫画、ゲーム、また民間金融機関や投資関連企業等による体験プログラムがございますが、本市としては単なる経済教育ではなく、義務教育の一環として幅広い分野におけるワークキャリア形成に寄与する体験プログラムを重視いたしまして、比較検討をいたしまして導入するところでございます。

○江口委員

とは言え、地域の皆様方の協力のもとに職場体験をやっているわけですね。そしてまたまた、地域の証券会社であったりとかいろんなところの協力のもとに、そういった部分を学校においてやることも十分可能である。そしてまたタブレットがこうやって入っていくことを考えると、さらにやりやすくなるわけです。そうすると、果たしてここまでやるのがいいのかどうか、着工の前に協力企業を確保する等々も含めて、考え直すべきだということを申し述べておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

次に85ページ、電算管理費に関連してお聞きいたします。先日、ラインの個人情報の漏え

いの話がございました。生活基盤として、こういったSNSが行政の分野でもかなり利用されるようになってきています。先ほどの質疑にあったように、飯塚市においてもラインは使っていますし、ラインだけじゃなく、フェイスブック、インスタグラム、そしてツイッターも使っているわけですが、今回このようにラインの情報漏えい、個人情報の管理のまずさが指摘されているわけですが、この点について飯塚市としてはどのように考えているのかお聞かせください。

○情報政策課長

本市のライン公式アカウントで申し上げますと、現在、お知らせやイベントなどの情報のみの発信、一方的な発信ということになっておりまして、個人情報を取り扱っておりませんので、現在の状況でございますと、運用停止等については考えていないところでございますけれども、第三者委員会の立ち上げや、プライバシーポリシーの変更を含めました運用の見直し等の話も出ておりますので、今後の動向について注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○江口委員

ライン株式会社のほうからは、こういった形でやっているんだという詳細な資料が提供されているとお聞きしておりますが、片方で、ソースコードをきちんと見られるようにはなっていないとかね、そういった懸念も聞いております。十分な対処をお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

ほかに質疑はないようですから、第1款、議会費及び第2款、総務費について、総括質疑として保留しました以外の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:32

再 開 16:34

委員会を再開いたします。

次に、第3款、民生費から第5款、労働費までの質疑を許します。初めに質疑通告されております112ページ、社会福祉総務費、自宅待機買物困難世帯買物代行手数料、自宅待機買物困難者支援給付費について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

この自宅待機買物困難世帯支援とありますが、支援される期間についてはどのようになっているのか、お示してください。

○生活支援課長

本事業は、新型コロナウイルス陽性の判定を受け、保健所より自宅待機の指示を受けた世帯の支援であることから、支援する期間としましては、通常、最大で2週間になるものと考えております。利用申し込みの際に、保健所に指示された自宅待機期間を確認して支援することとしております。

○土居委員

この支援期間が、もし延長された場合の対応についてはどのようになりますでしょうか。

○生活支援課長

検査の結果により自宅待機期間が延長された場合には、利用者から担当へ連絡していただくこととしております。それによって追加の支援が必要な場合は、再度利用者と協議して、追加の支援を実施することとしております。

○土居委員

買物代行の委託契約先については、どのようなお考えでしょうか。

○生活支援課長

買物代行業務を実施するタクシー業者の選定につきましては、業務の内容が特殊でありますことと、実際に業務に当たっては、運輸局への届け出と認可が必要になることから、新年度におきましても、福岡県筑豊地区タクシー協会を通じて、市内のタクシー事業者の中から参加希望事業者の有無について、ご回答いただくようお願いすることとしております。

#### ○土居委員

この代行業務については、個人情報に対する配慮が非常に大切になってくるかと思われませんが、守秘義務の保持についてはどのようになっていますか。

#### ○生活支援課長

この事業の利用者の個人情報は、新型コロナウイルス感染者に関する非常に重要な個人情報でございます。このため、買物代行業者との契約の中に、秘密保持に関する条項を設け、受注者に対して、個人情報の漏えい防止の措置を課しております。

#### ○委員長

次に、112ページ、社会福祉総務費、新型コロナウイルス感染症対策事業費について、吉松委員の質疑を許します。

#### ○吉松委員

要介護者等緊急入所支援給付費について、お尋ねいたします。まず要介護者等の緊急入所支援事業の概要について説明願います。

#### ○高齢介護課長

予算資料に記載している内容と重複する部分がございますが、本事業の概要といたしましては、在宅で介護または介助を必要とする高齢者や障がい者の主たる介護者等が、新型コロナウイルスの陽性者と判定された場合、かつ要介護者等が陰性であったことにより介護等の継続は困難となり、ほかの家族・親族等の支援も得られない場合に限りまして、特別養護老人ホームや養護老人ホーム等の施設に緊急に一時入所させるために必要な費用を市が負担するものでございます。コロナ禍における要介護者等の日常生活の円滑な継続、及び主たる介護者等の経済的、精神的な負担の軽減を図ることといたしております。

#### ○吉松委員

では本事業の費用は、162万8千円となっておりますけれども、根拠となる人数等を算定するに当たって大変難しかったと思っておりますけれども、その積算根拠をお伺いいたします。

#### ○高齢介護課長

積算根拠でございます。対象者それぞれの状況や施設の種別に応じて異なりますので、予算を算定するに当たりましては、さまざまな施設の中でも一番費用がかかるユニット型の特別養護老人ホームにおいて、短期入所生活介護、ショートステイでございますが、ショートステイを要介護5の方が利用した場合を想定して、まず積算いたしております。積算に当たりましては、一日当たりの介護サービス費、食費、ユニット型個室居住費に標準的な加算一式を加えました費用合計として約1万5千円で算定いたしております。それに自宅から施設への往復に伴う送迎加算及び入所中のPCR検査料の合計約2万4千円を別途加えまして、一人当たりの単価を積算いたしております。また利用日数につきましては、対象者1名につきおおむね14日間程度利用するものとして考えておりますが、人数につきましては前例のない事業でもあり、何人で見込むものか難しい部分もございましたが、4月、5月に各1名ずつの利用を想定し、6月以降につきましては、ワクチン接種の効果がある程度期待されるのではないかということ、また気温が上昇する夏場には感染者の減が見込まれることなどを勘案いたしまして、6月以降は2か月に1名の利用を見込みまして、年間対象者7名分として予算計上いたしましたものでございます。

#### ○吉松委員

大変積算も難しかったと思っておりますけれども、またこれがワクチンの効果、それから変異型ウ

イルスのこともありますので、予断を許さないところではありますが、介護者が新型コロナウイルスに感染した場合ということで、この場合、緊急入所ということになります。その場合に受け入れ側、特別養護老人ホームとか養護老人ホーム等のございます。そちらの受け入れ体制というのはどのようになっているのでしょうか。

○高齢介護課長

受け入れ側の施設等につきましては、現在も業務を施設側のほうが継続して行っておりますので、コロナ禍中におけるショートステイの受け入れにつきましても、施設側のほうが慎重かつ計画的に運用されているような状況でございます。そのため現時点でどこそこの施設に空き室を確保しているというわけではございません。そのような対象者が発生した場合には、その方の状態に応じた受け入れ先を選定しながら、事前にある程度相談しております市内の施設等に相談の上、利用していただくような運びとなります。そのために、市内の各施設やケアマネジャー等の関係者とは連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

○吉松委員

しっかり連携をとっていただきたいと思います。本事業は現在進行形でありますけれども、現在までに相談や利用をされた方は、おられますか。

○高齢介護課長

現時点におきましては相談も含め利用等はあっておりません。市内での新型コロナウイルス感染者につきましても収束しているわけではございませんので、医療、介護、関係者等との連携及び情報共有に努めながら、本事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○吉松委員

在宅で介護または介助されている家庭の、新型コロナウイルス感染症に対する不安というのは、大変なものであらうと想像いたします。それが現実のものとなったときに本事業は、介護する側、される側の双方にとって安心感をもたらすものだと思っております。現時点で利用等はあっていないということですが、対象者に安心感を与え、いざとなつて慌てることのないように、事前の周知をよろしくお願いいたします。

○委員長

次に、112ページ、社会福祉総務費、自宅待機買物困難者買物代行手数料、自宅待機買物困難者世帯支援給付費について、江口委員に質疑します。

○江口委員

112ページ、自宅待機買物困難世帯支援事業についてお聞きいたします。2月の臨時会でも述べましたが、本来県が行うべき事業であると考えています。県が行うのであれば10分の10の国の補助があり、1食1500円プラス飲物代と配送料も別につきま。そっちのほうでやるべきであり、そうやって県のほうに要望すべきと申し述べておりましたが、県への要望はきちんとなされましたでしょうか。

○生活支援課長

1500円を国が全額見るということで、国では在宅療養の支援制度が制度化されまして、それを活用した配食サービスを実施されている県もございます。しかしながら福岡県では、コロナ陽性患者の在宅療養者を基本的に認めておらず、医療機関やホテルへ収容し療養することを基本としておられますので、ご指摘のような配食サービスは、福岡県においては実施されておられません。今月12日に、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の保健衛生課長に、最近の在宅療養の発生状況と自宅待機者に対する県の支援について確認させていただいたところでは、2月から3月の感染者の自宅待機発生状況としては、高齢者や障がい者の施設でのクラスターによる感染者が増加しており、それらの施設の入居者が在宅扱いとなるため、現在発生している自宅待機者は、ほぼそういった施設において施設職員の見守りや支援がある中での自宅待機となっている。そうした施設以外で、自らの自宅での自宅待機につきましては、ごく僅かになって

きておりました、あった場合でも、病院や療養施設に入るまでの1日か2日の短期間の自宅待機となっている状況とのことでございました。そのような自宅待機者に対しましては、保健福祉環境事務所の職員が待機期間中、毎日体調や生活状況の確認を電話で行っておられますが、その間の生活に困るといったような話は今のところ出てきていないとのことでございました。最後に、福岡県で自宅待機者への支援策の検討が行われているのかをお尋ねしたところですが、感染者も徐々に少なくなってきており、病院や施設の療養へスムーズに移行できている状況である。日々の行政患者の療養状況の確認の中でも、そのような要望の声が上がっていないことから、具体的な支援策の検討には、まだ至っていないと述べておられました。このようなことから、福岡県においても自宅療養者に対する配食サービスを今後導入していくという見込みが非常に薄いことから、市が実施できる体制を整え、対象となる方々の支援を行うことが、大変重要なことであると考えております。また、本市の支援制度につきましては、食品だけではなく、生活に必要な日用品や紙おむつ等も対象としておりますので、今後の感染状況の変化に伴って、県が配食サービスを実施することとされた場合でも、対象となる市民の方々の自宅待機期間の生活を支える有効な支援制度となるものと考えております。以上のような状況の確認をさせていただいたところで、まだ県のほうでそちらのほうにシフトされていないということの状況がつかめておりますので、うちのほうからは要望はしておりません。

#### ○江口委員

さきの本会議でも述べましたが、今の話だとニーズがないということですよ。そうすると、そもそもの市の事業自体もニーズがないということになりますね。こういった自宅待機の買物困難者がいるのであれば、まず県がきちんと、情報を持っている県がきちんとやる。それをサポートする。例えばそれ以外の、食べ物ではなく、生活に必要なものがあるのでそれを市として買物をサポートするのではあるならばいいと思いますが、そこを逆転して県がニーズがないと言っているものを、市がいやそれ以外もあるんだから、ニーズがあるかもしれないと考えるのはいかがなものかということを指摘しておきます。

#### ○委員長

次に、114ページ、社会福祉総務費、住居確保給付費について、土居委員に質疑を許します。

#### ○土居委員

住居確保給付金の給付対象者については、どうお考えになっているのかお尋ねいたします。

#### ○生活支援課長

住居確保給付金は、平成27年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法に係る支援制度の事業メニューの一つでございます。給付対象者は、離職や自営業の廃止など、またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を失った方または住居を失うおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するものです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、支給対象の年齢要件の65歳未満という要件が撤廃されました。また、やむを得ない休業等とは、個人の意思にかかわらず雇用主や勤務先の都合により勤務日数や就労機会の減少を余儀なくされた場合等を指し、自営業の方が緊急事態宣言の影響により休業し、減収することとなった場合も、これに当たるものです。

#### ○土居委員

それでは給付の申請要件については、どのようになっていますでしょうか。

#### ○生活支援課長

支給要件につきましては、離職等の日から2年以内であること、離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと、そのほかにも申請月における申請者世帯の収入合計や預貯金の額が基準額以下であることなどが要件となっております。全てに該当する必要がございます。またハローワークに求職の申し込みをし、熱心に求職活動を行うことも要件

の一つとなっておりますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の状況に配慮した形で、求職活動要件が一部緩和され、利用しやすくなったこともあり、平成30年度、令和元年度は申請がございましたが、令和2年2月末現在の支給決定件数は73件となっております、大幅に増加しているところです。

○土居委員

この住居確保給付金において、居住家賃分を支給する効果については、どのようになっておりますでしょうか。

○生活支援課長

本給付金は、申請者が賃借する賃貸住宅の1月当たりの家賃相当額を支給する制度となっておりますが、生活保護法に定める住宅扶助基準に基づく額が上限となっております。単身世帯では3万2千円、2人世帯では3万8千円と、世帯の人数によって決められております。しかしながら実家賃額がこれを上回る場合もあります。一部は自己負担が生じる場合も、これによってございます。申請者世帯の支援に役立つものと考えております。なお、この給付金は家賃相当額を支給することにより、申請者の住居確保の支援を行うことと、あわせて就労機会の確保に向けた就労支援を行うことが大きな目的となっておりますので、離職や休業、就業機会の減少により、困窮状態に陥っている状況から早期に脱却するための支援に役立っているものと考えております。

○土居委員

それでは持ち家の場合の給付については、どうなりますか。

○生活支援課長

住居確保給付金につきましては、申請者が賃借する賃貸住宅の家賃を対象としておりまして、持ち家の場合は給付対象になっておりません。住居確保給付金の申請受け付けは、本庁4階に常設しております生活自立支援相談室で行っておりますので、相談者の状況に合わせた支援策を提案するようにしております。

○土居委員

それでは、この給付金の支給期間についてお示してください。

○生活支援課長

支給期間につきましては3か月ですが、支給期間中に受給者が期間の定めのない就職または就業機会の増加による増収ができなかった場合であって、引き続き住居確保給付金の支給が、就職の促進に必要と認められる場合には、申請により3か月の支給期間を2回まで延長及び再延長することができ、最大9か月までの範囲で支給期間を延長することができます。さらに、新型コロナウイルス感染拡大に配慮した特例措置によりまして、令和2年度中に新規申請した方については、最大で12か月まで延長が可能となっております。さらに、一度支給が終了した方についても、特例により令和3年6月末までの期間は、再支給申請が可能とされましたので、一度、収入が回復するなどして支給が終了された方が再び減収した場合などにおいても、再申請が可能となったため、支援の幅が広がっておりますのでございます。

○土居委員

それでは今後の支援策については、どのようにお考えですか。

○生活支援課長

特例措置が適用される申請期間は、令和3年3月末までとなっておりますが、それまでに申請された方につきましては、令和3年度になりましても、最大12か月までの延長が可能とされているところです。支給対象者が拡大されたことは、特例措置ではなく今後も継続されますので、丁寧な制度説明や周知に努めてまいります。

○委員長

暫時休憩いたします。



休 憩 16:57

再 開 16:58

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。議案第5号については、本日の審査をこの程度にとどめ、明3月23日午前10時から委員会を開き、審査いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これをもちまして、令和3年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。